

横浜市子どもの貧困対策に関する計画（仮称）

素案

横 浜 市

平成 27 年 12 月

目次

第1章 総則	1
1 子どもの貧困対策に関する国の動き	1
(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定	1
(2) 「子供の貧困対策に関する大綱」策定	2
2 子どもの貧困と子どもの貧困対策	4
(1) 子どもの貧困	4
(2) 子どもの貧困率	4
(3) 子どもの貧困対策	4
3 本市の計画策定	5
(1) 本市の現状	5
(2) 計画の策定理由	5
(3) 計画の位置づけと他計画との関係	5
(4) 計画期間	6
(5) 計画の対象	6
第2章 本市の子どもの貧困の状況	9
1 本市における子どもの貧困の実態把握の方法	9
(1) 市民アンケート	9
(2) 対象者アンケート	9
(3) 支援者ヒアリング	10
2 本市における子どもの貧困に関する状況	11
(1) 本市における子どもの貧困に関する状況	11
(2) 子ども・家庭の課題と子どもの貧困	20
(3) 世代間連鎖の状況と必要となる支援	40
第3章 子どもの貧困対策における取組の視点	47
1 支援につながっていない子ども・若者、家庭を見守る	47
(1) 気づく・つなぐ・見守る	47
(2) 対象者への配慮と支援の仕組みづくり	47
2 乳幼児期の子どもの心身の健康保持、自己肯定感や基本的信頼感の醸成	48
3 学力保障及び教育と福祉の連携	48
(1) 小・中学校における学力保障	48
(2) 教育・福祉の連携による児童・生徒支援	49
(3) 高校進学に向けた学習支援	50
(4) 高校進学後の学習支援と支援ネットワークの強化	50
4 多様な大人との関わり	51

5	ひとり親家庭の保護者の自立支援における子育てとの両立の視点と子どもに対する支援	51
6	社会的養護の子どもへのアプローチ	52
(1)	施設等を退所した後の自立支援	52
(2)	進学支援の充実	53
7	困難を抱える若者支援	53
8	妊娠・出産期からの子どもの貧困対策	54
9	切れ目のない支援と個人情報の共有	55
第4章 本市の子どもの貧困対策		56
1	基本目標	56
2	施策展開にあたっての基本的な考え方	56
3	計画の体系	57
(1)	子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進	57
(2)	施策の柱	57
4	計画の進ちょく状況の把握	58
第5章 子どもの貧困対策に関する取組		59
1	子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進	60
2	施策の柱	63
施策1	気づく・つなぐ・見守る	63
1	施策の方針	63
2	主な取組	63
施策2	子どもの育ち・成長を守る	69
1	施策の方針	69
2	主な取組	69
施策3	貧困の連鎖を断つ	73
1	施策の方針	73
2	主な取組	73
施策4	困難を抱える若者の力を育む	75
1	施策の方針	75
2	主な取組	75
施策5	生活基盤を整える	77
1	施策の方針	77
2	主な取組	77
第6章 計画の推進		81

第1章 総則

1 子どもの貧困対策に関する国の動き

(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

ア 制定の背景

国の調査（平成 25 年度国民生活基礎調査（厚生労働省））によれば、我が国の子どもの貧困率は 16.3%（2012 年）となりました。2010 年の OECD 加盟国 の子どもの貧困率を、低い順から並べた場合、我が国は 34 か国中 25 位と、子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況にあります。

また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（90.8%）は、子ども全体の進学率（98.6%）と比較して低い水準になっています。

このような事情等を背景に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講すべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号。以下「同法」という。）が、平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。

イ 同法の概要

○ 目的（第 1 条）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

○ 地方公共団体の責務（第 4 条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○ 大綱の制定（第 8 条）

政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定める。

〈大綱に定める事項〉

- ① 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- ② 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ③ 教育の支援に関する事項
- ④ 生活の支援に関する事項
- ⑤ 保護者に対する就労の支援に関する事項
- ⑥ 経済的支援に関する事項
- ⑦ 調査及び研究に関する事項

- 都道府県子どもの貧困対策計画策定の努力義務（第9条）
都道府県は大綱を勘案して、都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。（市町村に関する規定はありません。）

（2）「子供の貧困対策に関する大綱」策定

ア 策定の経過

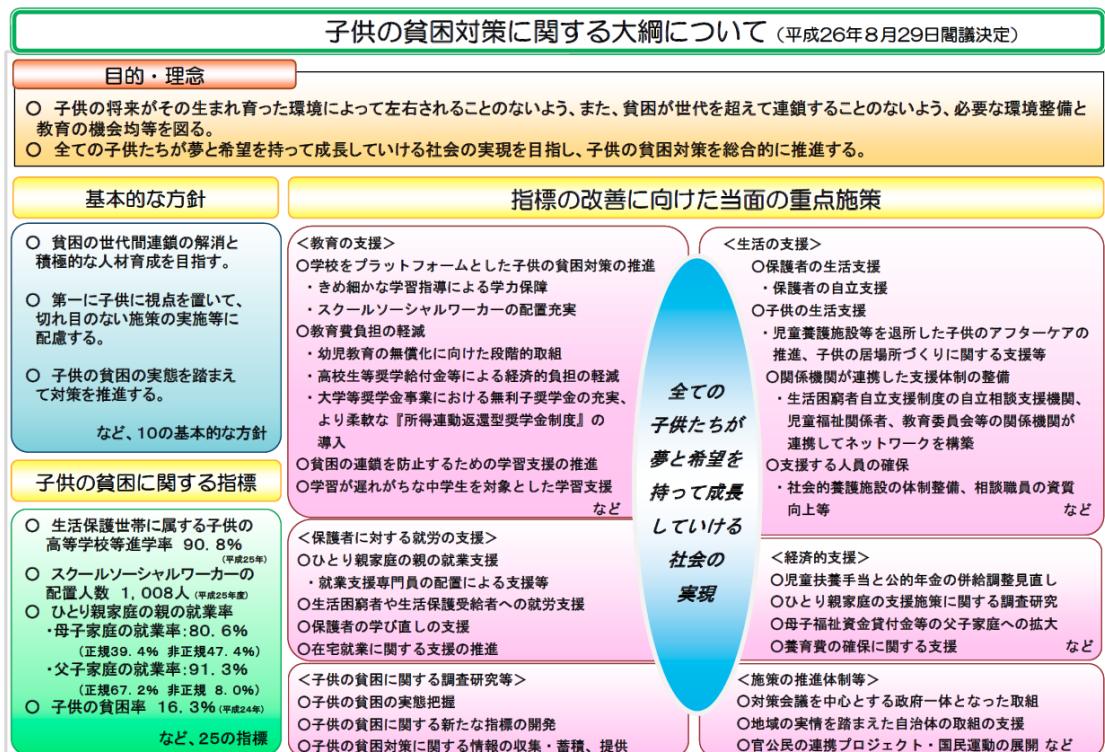
国においては、平成26年4月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」が開催され、子どもの貧困対策に関する大綱の案を作成することになりました。

また、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下に、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、幅広く関係者から意見聴取が行われました。検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として内閣府特命担当大臣に平成26年6月に提出しました。

国では、この意見を受け、検討・調整を図った上で、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「国の大綱」という）を策定しました。

イ 国の大綱の概要

国の大綱では、子どもの貧困率や生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率やひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、この指標の改善に向けて、教育や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の重点施策を総合的に推進することとされました。



〈子どもの貧困に関する指標〉

生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	91.1% (平成 26 年)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.9% (平成 26 年)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	31.7% (平成 26 年)
生活保護世帯に属する子供の就職率	中学校卒業後の進路：就職率 2.0% 高等学校等卒業後の進路：就職率 43.6% (平成 26 年)
児童養護施設の子供の進学率及び就職率	中学校卒業後：進学率 97.2% 就職率 1.3% 高等学校等卒業後：進学率 22.6% 就職率 70.9% (平成 26 年)
ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）	72.3% (平成 23 年度)
ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	中学校卒業後：進学率 93.9%、就職率 0.8% 高等学校卒業後：進学率 41.6%、就職率 33.0% (平成 23 年度)
スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008 人 (平成 25 年度)
スクールカウンセラーの配置率	小学校 49.2%、中学校 85.9% (平成 25 年度)
就学援助制度に関する周知状況	・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9% ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0% (平成 25 年度)
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）	無利子：予約採用段階 61.6% 在学採用段階 100.0% 有利子：予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成 26 年度実績)
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭の就業率 80.6% 父子家庭の就業率 91.3% (平成 23 年度)
子供の貧困率	16.3% (平成 24 年)
子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6% (平成 24 年)

2 子どもの貧困と子どもの貧困対策

(1) 子どもの貧困

「子どもの貧困」について、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や、「子供の貧困対策に関する大綱」においても明確には、定義はされていません。

しかし、経済的困窮状態であることにより、子どもの成長や学習に必要な物が不足していたり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられたりする（剥奪がある）こと、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうなど、将来を担う子どもが、健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況があります。

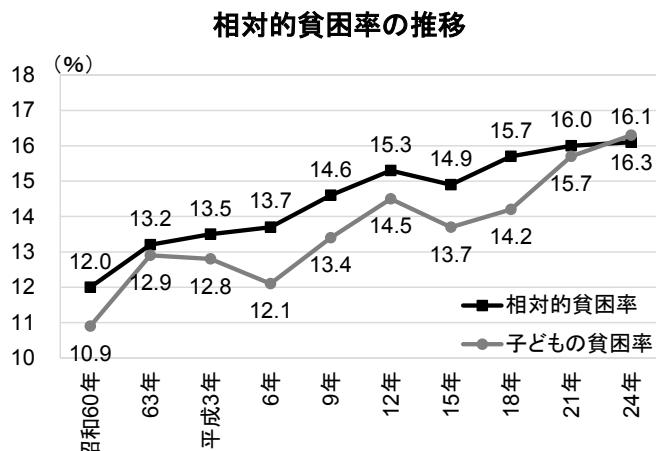
また、これらの状況は、家庭や本人の努力だけでは改善することが困難となっているため、子どもの貧困は、社会全体として対策を図るべき課題として考えられています。

(2) 子どもの貧困率

「子どもの貧困率」は、全ての子どもに対する家族一人あたりの可処分所得が、貧困ライン（家族一人あたりの可処分所得の中央値の半分）に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している、国の子どもの貧困率は、1985年は10.9%でした。

その後、3年ごとの統計の中で、全体の傾向としては、上昇を続け、2006年には、14.2%、2009年には、15.7%、2012年には、16.3%となっています。



出所) 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」

(3) 子どもの貧困対策

国の大綱では、教育や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の

重点施策を総合的に推進することとされていますが、これら4つの支援に掲げられた取組は次のように分類することができます。

- ①経済的困窮状態であることが要因となって、成長に必要な物質が不足したり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられたりすることで、子どもが健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況を改善する取組
- ②現在貧困状態にある子どもが、大人になったときに貧困に陥ることがないようにする「貧困の連鎖」を断つための取組
- ③現に経済的困窮状態である子ども・家庭に加え、様々な困難を抱えやすく経済的に不安定になるリスクの高い層の生活の安定を図る取組
- ④子どもの将来の貧困を防ぐための、学校教育における学力保障の取組
- ⑤困難を抱える又は困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、及び家庭を支援につなげたり、見守ったりする取組

3 本市の計画策定

(1) 本市の現状

本市では、現在も、小・中学生への生活支援・学習支援の取組や就学援助制度、ひとり親家庭に対する就労支援など、国の大綱の重点施策に掲げられた取組を行っていますが、社会経済状況等の影響を受け、生活保護や児童扶養手当を受給している世帯の子どもの数は、過去20年間で、全体として増加傾向にあります。

また、貧困状態にある子ども・家庭では、保護者の健康状態や長時間の就労で子どもと過ごす時間が確保できない等により、養育環境が十分に整えられていない場合があります。また、家庭の経済的な理由により、進学に際し十分な機会を得ることが難しい状況等があります。

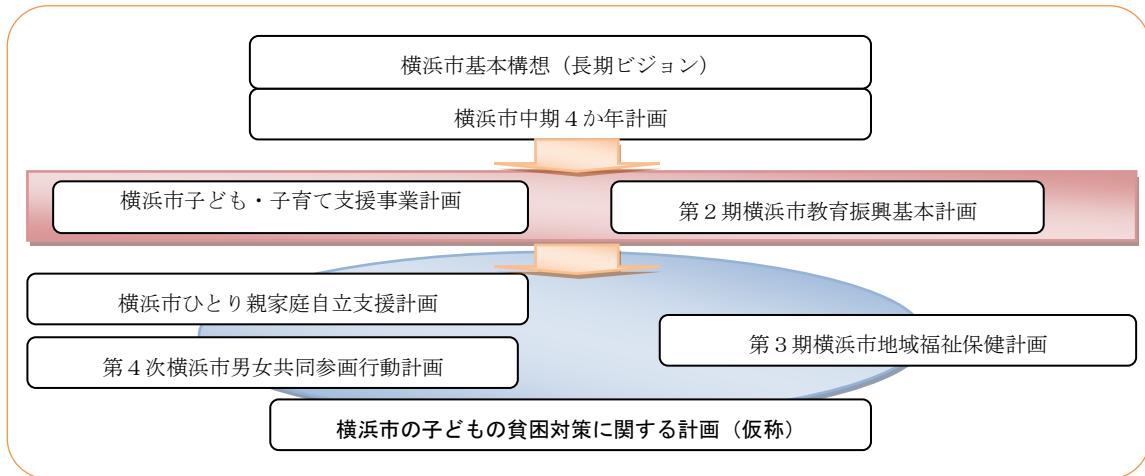
(2) 計画の策定理由

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開していくこと及び、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

(3) 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、国が策定した大綱を踏まえつつ、昨年度策定した「横浜市中期4か年計画 2014～2017」や「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第2期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について、改めて整理するとともに、本市としての基本目標や、施策展開

の考え方、今後 5 年で取り組む施策について示していくものです。



(4) 計画期間

5 年間（平成 28 年度から 32 年度まで）

(5) 計画の対象

ア 年齢層

妊娠期から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね 20 代前半までの子ども・若者とその家庭

イ 状況等

- (ア) 現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭
- (イ) 保護者の疾病・障害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭 など

■横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～

(1) 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

(2) 計画推進のための基本的な視点

①「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子ども・青少年がそれぞれの持つ力を十分發揮するとともに、大人がその力を引き出し、社会全体で子ども・青少年を育てていくため、全ての子ども・子育て施策において、子ども・青少年の視点に立った施策・事業を展開します。

②全ての子ども・青少年の支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、地域社会で成長する中で必要となる支援を誰もが受けられる環境を整えるため、全ての子ども・青少年を対象とします。

③それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にする一貫した支援

人が健全で幸福な成長発達を遂げるためには、各成長段階で達成しておかなければならぬ課題があり、次の成長段階にスムーズに移行するためにも、それぞれの成長段階で習得しておくべき課題があると言われています。

子どもの育ちを支援していくために、子どもがそれぞれの成長段階に必要な体験を積み重ね、充実した日々を過ごすことができるようになるとともに、それぞれの成長段階に応じた育ちや学びが連続性を持って積み重なるよう、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域が連携し、支援の連続性・一貫性を大切にしていきます。

④子どもの内在する力を引き出す支援

子ども・青少年には、自ら育とうとする力、生き方を切り拓いていくこうとする力が内在しています。

一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら發揮することができるよう、大人が子どもに全幅の信頼を置き、その力を引き出していくという子ども・青少年への共感のまなざしと関わりを大切にしていきます。

⑤家庭の子育て力を高めるための支援

子どもと関わり、育てることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育て家庭が安心して楽しみながら子育てができるよう、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担を軽減するとともに、子どもと向き合い、成長を喜び合えるような家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

⑥様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～

家庭や行政だけでなく、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえ、「自助・共助・公助」の考え方を大切にしていきます。全ての子ども・青少年に豊かな育ちを保障するために、様々な立場でそれぞれの役割を担いながら、社会全体で積極的に関わっていきます。

様々な人たちが、課題認識から役割の自覚、具体的行動へと移行できるよう、子ども・子育て家庭とのつながりづくりや、交流・活動への参加機会の確保、担い手を支える仕組みづくり、支援機関・支援者の連携促進など、人材の発掘、育成にも一層注力していきます。

■第2期横浜市教育振興基本計画

(1) 第2期横浜市教育振興基本計画とは

「第2期横浜市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条に基づき、平成26年度から30年度までの5年間の本市が目指す基本的な方向性や具体的な施策等を示したもので、計画に基づき家庭・地域・学校、関係機関等が連携し、協力して本市の教育の振興に取り組んでいきます。

(2) 5つの基本目標

- ・目標1：「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます
- ・目標2：誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します
- ・目標3：学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します
- ・目標4：家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支え合います
- ・目標5：子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

(3) 13の施策

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| ・施策1：横浜らしい教育の推進 | ・施策2：確かな学力の向上 |
| ・施策3：豊かな心の育成 | ・施策4：健やかな体の育成 |
| ・施策5：特別なニーズに対応した教育の推進 | |
| ・施策6：魅力ある高校教育の推進 | ・施策7：優れた人材の確保 |
| ・施策8：教師力の向上 | ・施策9：チーム力を活かした学校運営の推進 |
| ・施策10：学校教育事務所の機能強化による学校支援 | |
| ・施策11：子どもの成長を社会全体で支える体制づくり | |
| ・施策12：教育環境の整備 | ・施策13：市民の学習活動の支援 |

第2章 本市の子どもの貧困の状況

1 本市における子どもの貧困の実態把握の方法¹

(1) 市民アンケート

市民アンケートは、平成27年4月1日現在の年齢が0歳から24歳未満の子ども・若者がいる世帯のうち6,000世帯を対象にして実施しました。

本市において相対的貧困²の状況にある世帯（国の貧困線を参考とした貧困線³を下回る世帯）で生活する子どもの割合の推計に必要な情報（世帯人員数、所得の水準等）を把握すること、また、各世帯における生活の様子や物質的剥奪⁴の状況、子ども・若者や保護者の健康状態や就業の状況等を把握することにより、「貧困」の状態にあると考えられる方の状況を様々な観点から分析することを目的に、アンケート調査を実施しました。

(2) 対象者アンケート

国の大綱では、子どもの貧困対策の中で「優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある」「支援を要する緊急度の高い子供」として、社会的養護を必要とする子ども、生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子どもが示されています。

対象者アンケートは、生活保護を受給している世帯、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯、寄り添い型学習等支援を利用している世帯の保護者ならびに中学生・高校生を対象に実施しました。また、児童養護施設で生活する中学生・高校生に対しても調査を実施しました。

これらの調査は、支援を要する緊急度の高い子どもや家庭の様子について把握すること、ならびに、必要とする支援策等について直接的にご意見を伺うことを目的に実施しました。

¹ 第2章に掲載されている図表の出所に関して、特段の記載がない場合は「市民アンケート」あるいは「対象者アンケート」を元に作成

² 相対的貧困：「相対的貧困」とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない状況をいう。また、「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除き、児童手当などの政府からの公的な援助を加えた所得）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）をいう。「貧困線」とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。（厚生労働省の国民生活基礎調査に関する資料より）

³ 国の貧困線を参考とした貧困線：平成25年国民生活基礎調査で用いられた貧困線を参考に、世帯員人數毎に貧困線とする世帯可処分所得額を設定した。貧困線とする世帯可処分所得額は、1人世帯の場合は120万円、2人世帯は175万円、3人世帯は210万円、4人世帯は245万円、5人世帯は275万円、6人世帯は300万円、7人世帯は325万円とした。なお、8人以上の世帯に該当する回答はなかった。

⁴ 物質的剥奪：「物質的剥奪（material deprivation）」とは、貧困の状態について、「金銭的な」または「インプット」側の指標ではなく、「非金錢的な」「アウトプット」側の側面に着目した際に用いられる概念・用語であり、社会において最低限必要な物が得られていない状況をいう（OECD「Growing Unequal? INCOME DISTRIBUTION AND POVERTY IN OECD COUNTRIES」（2008）より）

(3) 支援者ヒアリング

支援者ヒアリングは、日ごろから困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている、区役所職員や施設等の職員、学校の教員や NPO 法人等、計 17 の機関・団体等に對して実施しました。

ヒアリングは、支援に関わる方の視点から、貧困状態にある子どもや家庭の生活の様子をうかがうこと、ならびに、貧困状態に至ってしまう背景や今後求められる方策等を把握することを目的として実施しました。

2 本市における子どもの貧困に関する状況

(1) 本市における子どもの貧困に関する状況

ア 「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合について

「子どもの貧困率⁵」は、国が平成26年8月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」の中で「子供の貧困に関する指標」のひとつとなっています。大綱の指標となっている子どもの貧困率は「平成25年国民生活基礎調査」(厚生労働省)による調査結果が採用されています。

本市では、国が「相対的貧困率」を算出する際の基準としている国民生活基礎調査に基づく可処分所得額（貧困線）を基に、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合を、市民アンケートにより得られたデータを用いて算出しました。

その結果、本市において貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は7.7%となり、およそ4万4千人となります。また、「子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率⁶」は45.9%、「子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯の貧困率⁷」は45.6%で、本市に暮らすひとり親世帯のおよそ半分が国の貧困線を下回る水準で生活している状況にあると推計されました。本市の、特にひとり親世帯の状況は、厳しい水準にあると言えます。

図表 2-1 貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合

指標	横浜市 市民アンケート 調査
世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	7.7%
世帯に含まれる24歳未満の子ども・若者のうち、貧困線を下回る世帯で生活する子ども・若者の割合	7.7%
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯に含まれる世帯員のなかで、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	45.9%
子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯に含まれる世帯員のなかで、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	45.6%

⁵ 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない世帯に属する17歳以下の子どもの割合

⁶ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率：17歳以下の子どもがおり、世帯主が18歳以上65歳未満の現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合。なお大人とは18歳以上の世帯員と定義している

⁷ 子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯の貧困率：17歳以下の子どもがおり、世帯主が18歳以上65歳未満のひとり親世帯の世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

【コラム① 貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合について】

「世帯に含まれる 18 歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」は、国において「相対的貧困率」を算出する際の基準としている、国民生活基礎調査に基づく可処分所得額（貧困線）を下回る水準で生活する子どもの割合であり、市民アンケートの回答結果に基づき、以下のような方法により算出しています。なお、横浜市の中での世帯所得の額・分布を基に新たに貧困線を定め、横浜市内における相対的貧困率を算出したものではないという点には留意が必要です。

- 市民アンケートの設問（問 50）により、世帯の可処分所得の水準について、6 つの選択肢の中から該当するものを回答いただき、国の示す貧困線を下回る水準の所得に該当するか否かを世帯ごとに判断しました。
- 貧困線の水準を下回る世帯に属する子どもの数について、アンケート対象の世帯に含まれる全ての子どもに占める割合を算出しました。

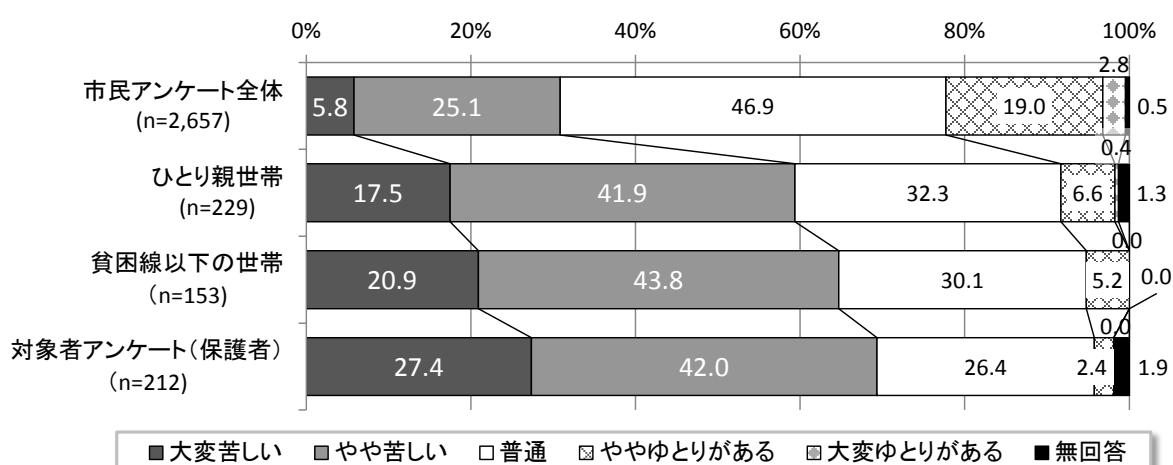
また、算出結果について、次のような点には留意が必要です。

- 可処分所得の水準をたずねた設問（問 50）について、アンケート回答者の約 2 割の世帯は無回答でした。（18 歳未満の子どもがいる世帯の有効回答数 2,183 件のうち、428 件が無回答）
- この可処分所得の水準をたずねた設問（問 50）に無回答であった約 2 割の世帯について、問 50 に回答した世帯と比較して、別の設問（問 49）から把握される世帯所得額の平均額が約 120 万円低い状況となっています。
- このようなことから、問 50 に無回答であった約 2 割の世帯には、世帯所得が相対的に低い方がより多く含まれていると推察され、他方で、問 50 の集計対象となった世帯では所得が相対的に多い方がより多く含まれていた可能性があります。

イ 暮らし向きに関する認識

市民アンケートの調査結果によると、ひとり親世帯と、相対的貧困の状況にある世帯（以下「貧困線以下の世帯」という）の現在の暮らし向きは、他の世帯と比較して厳しい状況にあることがうかがえます。現在の暮らしの状況に対する認識について、「大変苦しい」と回答した割合は、市民アンケート全体が 5.8%であるのに対して、ひとり親世帯では 17.5%、貧困線以下の世帯では 20.9%となっています。また、対象者アンケートの結果では、その割合は 27.4%となっています。

図表2-4 現在の暮らしの状況に関する認識



ウ 「物質的剥奪」の状況にある世帯の割合について

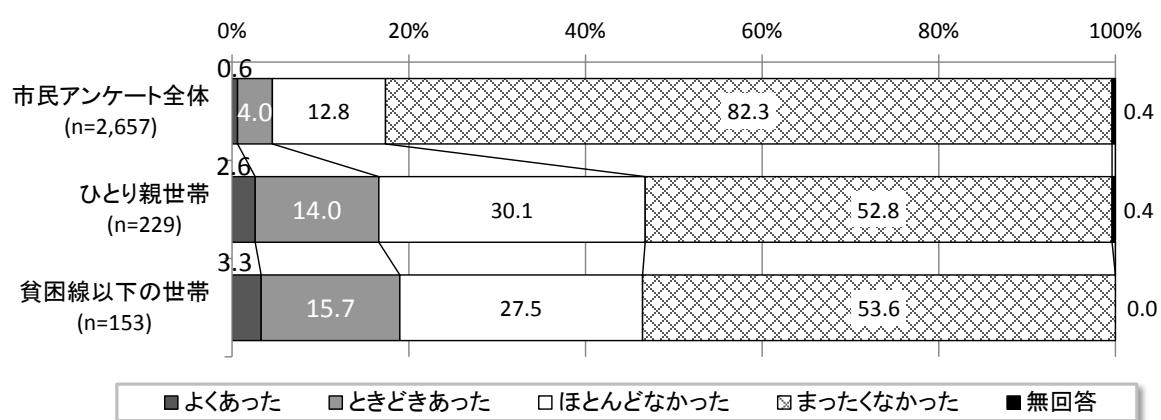
子どもの貧困の状況は、世帯の収入などの経済的な尺度と合わせて、基本的な生活ニーズが満たされているかなど金銭面以外の尺度についても測ることで、多面的に捉えることが必要です。物質的剥奪の状況とは、社会で通常必要と考えられる生活必需品が欠けている状況を指します。市民アンケートでは、「食料」、「医療」、「文具や教材」等の観点から、物質的剥奪の状況について把握をしました。

「食料」について、「過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えないことがあったか」をたずねたところ、「よくあった」あるいは「ときどきあった」と回答した割合は市民アンケート全体では4.6%となっています。なお、ひとり親世帯では16.6%、貧困線以下の世帯では19.0%が必要とする食料が買えないことが「よくあった」または「ときどきあった」と回答しています。

「医療」について、「過去1年間に子どもが病気やケガをしたときに病院を受診しなかったことがあったか」についてたずねたところ、「ある（医療費を支払うことが難しかったため）」と回答した割合は、市民アンケート全体では2.3%でしたが、貧困線以下の世帯では7.2%となっています。

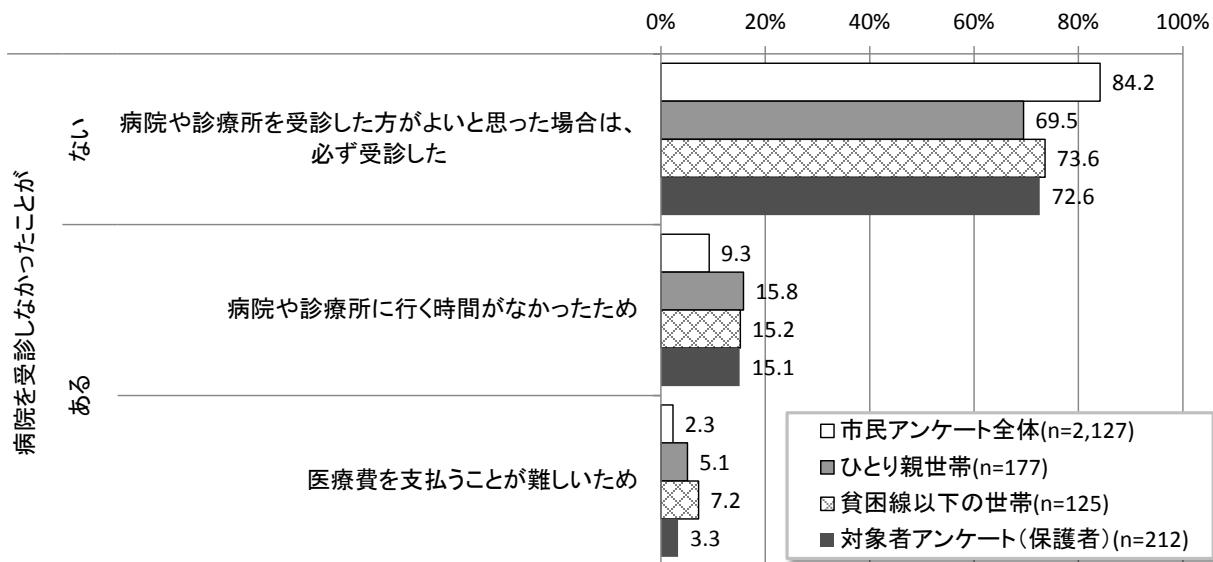
「文具や教材」については、「過去1年間にお金が足りなくて、子どもが必要とする文具や教材が買えないことがあったか」についてたずねたところ、買えないことが「よくあった」あるいは「ときどきあった」と回答した割合は、市民アンケート全体の4.7%でした。この点について、ひとり親世帯では19.2%、貧困線以下の世帯では21.6%、対象者アンケートの保護者では37.3%が、「よくあった」あるいは「ときどきあった」と回答しています。

図表2-5 必要とする食料が買えないことがあった（過去1年間）



※「ひとり親世帯」について、宛名の子ども・若者本人が「該当する」と回答した場合は除く。

図表2-6 医療へのアクセス(過去1年間)



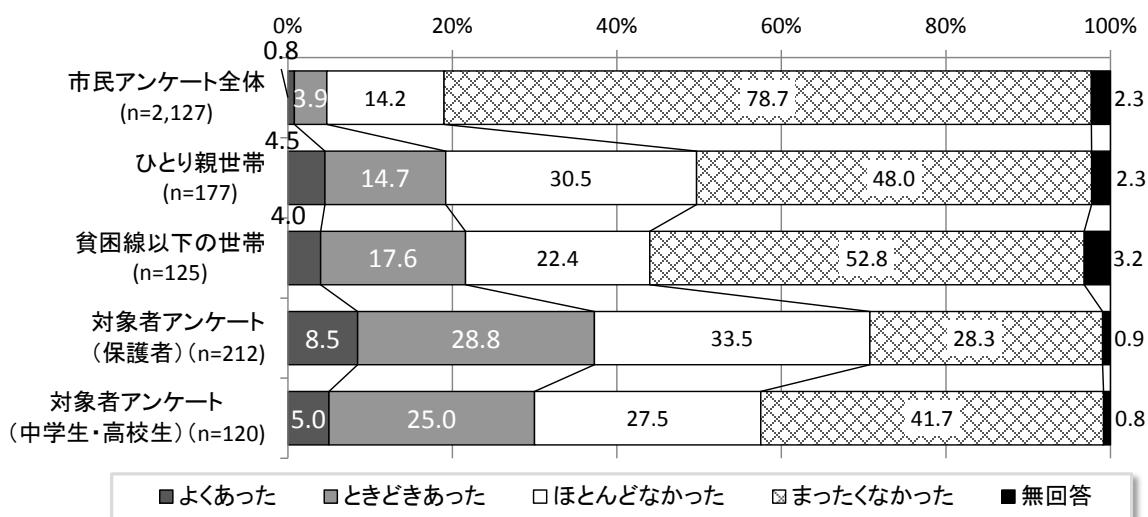
※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。

※集計には無回答であったものも分母に含む。

※質問には上記以外の選択肢を含めて調査しているが、回答数が少なかった選択肢は省略している。

※「医療費を支払うことが難しいため」は、「公的医療保険に加入しておらず、医療費を支払うことが難しいため」と「公的医療保険に加入していたが、医療費を支払うことが難しいため」を合計している。

図表2-7 子どもが必要とする文具や教材が買えないことがあった(過去1年間)



※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。

※対象者アンケート(中学生・高校生)については、「普段の生活の中で、お金が足りなくて、必要とする文具や教材が買えないことはありますか」との設問で、「よくある」と「ときどきある」「ほとんどない」「まったくない」の選択肢で調査している。

工 経済的困難等、特に困難を抱えやすい子ども・世帯について

国の大綱では、子どもの貧困対策によって「優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある」「支援をする緊急度の高い子供」として、社会的養護を必要とする子ども、生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子どもが示されています。

本市におけるこれらの子どもの数や世帯数の推移、ならびに、「就学援助を受けている子ども」の状況は次のようになっています。

○社会的養護を必要とする子ども

「社会的養護」とは、保護者のいない子どもや、虐待を受けた子どもなど、家庭で生活することが困難な子どもに対して、公的責任で社会的に保護し育てるとともに、子育てに困難を抱える家庭に対しても支援を行うことです。社会的養護を担う施設等には、児童養護施設⁸、乳児院⁹、情緒障害児短期治療施設¹⁰、児童自立支援施設¹¹、母子生活支援施設¹²、里親¹³、ファミリーホーム¹⁴、自立援助ホーム¹⁵があります。本市で社会的養護を受ける子どもは、平成26年度末現在で、乳児院や児童養護施設に入所している子ども、里親等に委託されている子ども等で880人となっており、本市の18歳未満の子どものおよそ0.15%となっています。

⁸ 児童養護施設：保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

⁹ 乳児院：乳児（特に必要のある場合には幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

¹⁰ 情緒障害児短期治療施設：軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

¹¹ 児童自立支援施設：不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

¹² 母子生活支援施設：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

¹³ 里親：要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるもの。

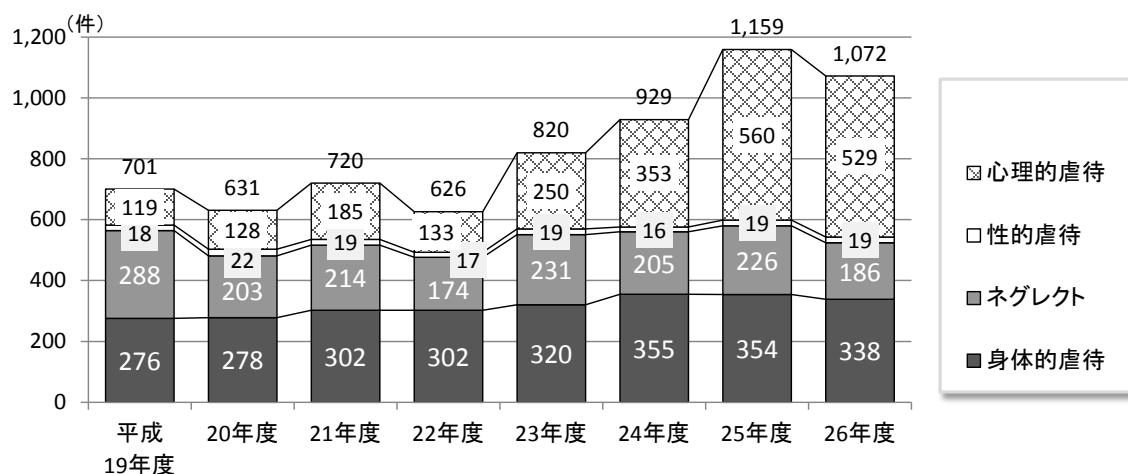
¹⁴ ファミリーホーム：要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うもの。

¹⁵ 自立援助ホーム：義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業

国の調査¹⁶によれば、児童養護施設に入所する子どもの4割程度が保護者からの虐待を受けたことを理由に保護されています。次いで、保護者の病気、離婚、行方不明等により、保護者からの養育を受けられないことが入所理由となっています。このように、家庭での養育が望めない状況で社会的養護を受けるに至っており、多様で深刻な背景を抱える子どもが多いと言えます。

本市の児童虐待新規把握件数は増加傾向にあり、平成26年度の1年間で1,000件を超えていました。児童虐待として把握されたうちの2割程度が社会的養護のもとで暮らしています。なお、本市の社会的養護を必要とする子どもの数は、恒常に本市内の施設の定員を上回っている状況です。

図表2-8 本市の児童虐待新規把握件数の推移



出所)「横浜市児童相談所における児童虐待の対応状況」「横浜市児童相談所の虐待新規把握件数について」

○生活保護世帯の子ども

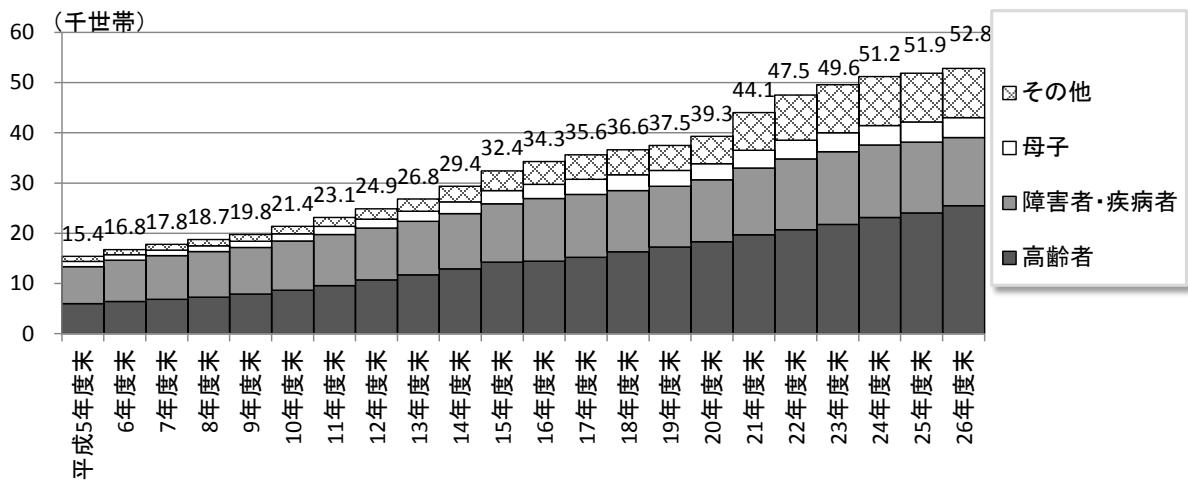
生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度です。

本市の生活保護を受給する世帯数は、過去20年で約3.4倍と大きく増加しています。生活保護を受給する母子世帯数についても、過去20年間で約3.7倍に増加し、平成26年度末で約4千世帯となっています。本市の生活保護を受給している世帯の割合（保護率・百分率）は、平成26年までの過去20年間で約3.2倍に増加しました。平成27年7月の保護率は、全国平均の1.71%を上回る1.92%となっています。

¹⁶ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査結果」平成27年1月

なお、児童養護施設への入所理由の4割が児童虐待となっているが、入所理由でないものを含めた場合、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は「虐待経験あり」となっている。

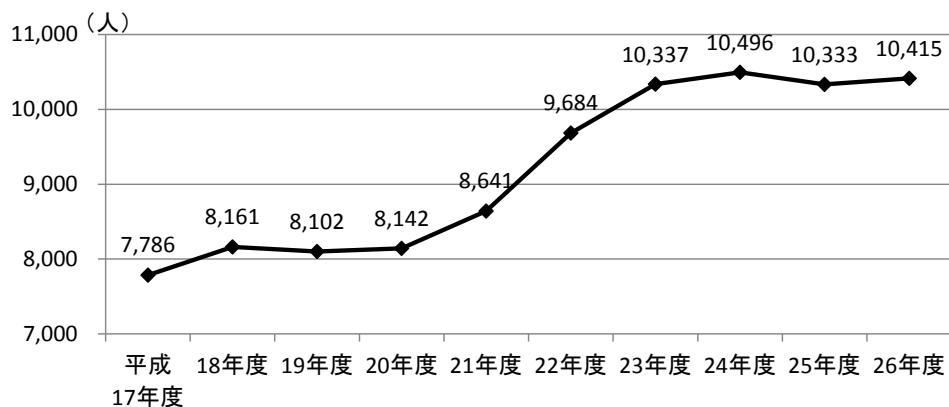
図表2-9 本市の生活保護受給世帯数の推移



出所)「横浜市統計書」

本市で生活保護を受給する世帯の18歳未満の子どもの数は、リーマンショック以降に急増し、平成26年7月現在で約1万人、18歳未満の約2%となっています。

図表2-10 本市の18歳未満の生活保護受給者数の推移



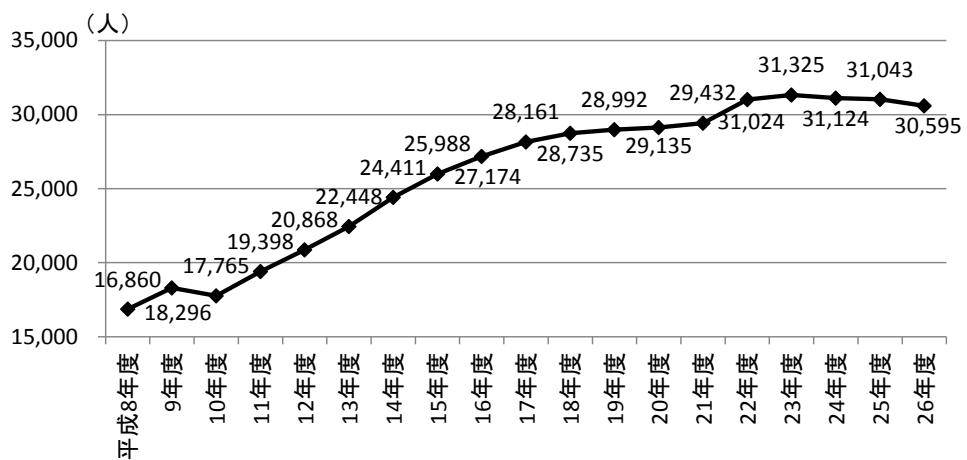
出所)「平成26年度第4回被保護者調査」

※平成22年度までは各年7月1日現在、平成23年以降は7月31日現在

○ひとり親世帯の子ども

国勢調査によると、本市の母子・父子世帯数は平成22年までの15年間で1.76倍に増加しました。本市で児童扶養手当を受給する子どもの数は、平成25年で3万1千人となっており、18歳未満の子どもに占める割合は約5%となっています。

図表2-11 本市の児童扶養手当を受給する子どもの数の推移



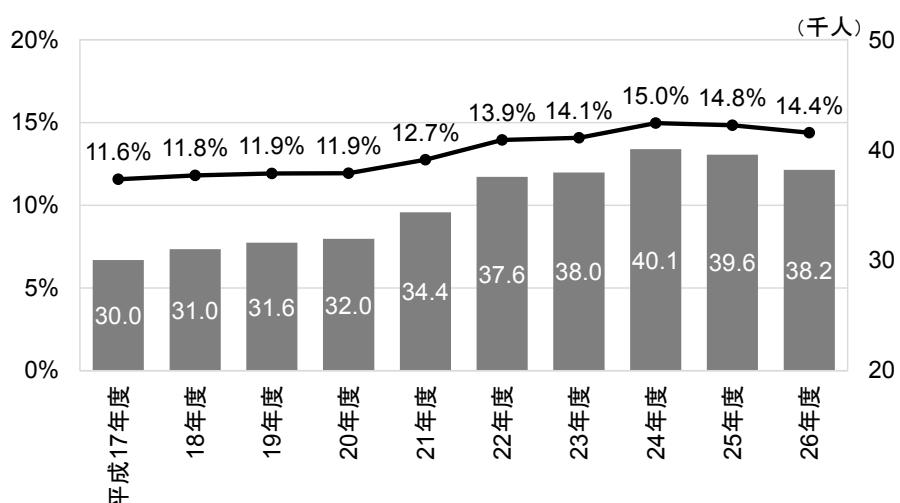
出所)「横浜市統計書」

○就学援助を受けている子ども

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校教育法第19条の規定に基づき、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助しています。就学援助の対象となる保護者は、生活保護を受給しているか、それに準ずる経済的困窮の状況にあると本市が認定した方です。

就学援助を受けている子どもの数は、平成17年度から平成25年度で約1万人増加し、約4万人となっています。平成26年度に就学援助を受けている子どもの割合は、14.4%となっています。

図表2-12 就学援助認定者数・認定率の推移(本市)



(2) 子ども・家庭の課題と子どもの貧困

子どもの貧困は、保護者等の経済的困窮に加えて、子どもやその家庭の重層的な困難と結びついていることが多いと考えられます。

支援者ヒアリングによると、支援が必要となる子どもや家庭については、複数の、質の異なる困難が重層的にからまりあっているケースが多く、様々な支援者が連携して対応することが少なくないということが把握されました。

各家庭が生活困窮にいたる経路や、背後に抱えている課題は一様ではなく、一般化できるものではありませんが、支援者ヒアリングや市民アンケート・対象者アンケートの調査結果から、経済的困窮状況にある子どもや家庭が同時に抱えうる課題として、下図に例示したような深刻な困難や社会的不利があるのではないかと考えられます。

子どもの貧困の背景に存在する、子どもと家庭が抱える多様な困難状況を把握するために、まず、子どもの育ちに最も大きな影響を与える保護者の状況について、次に、子ども・若者の抱える困難について、本市の支援者ヒアリングとアンケート調査結果をもとに整理しました。

それぞれの保護者が抱える困難が、その子どもの育ちに何らかの影響を与え、困難状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することが示唆されます。直接的な経済的困窮対策だけではなく、子どもが抱えるこれらの困難についても、世代間連鎖を断つという視点が必要となります。

子どもの貧困と並存する子ども・家庭の課題

① 保護者

- ア 保護者の成育歴・DV経験
- イ 保護者の障害や健康問題
- ウ 保護者の社会的孤立
- エ 保護者の学歴
- オ 保護者の不安定就業・無業

② 子ども・若者

- ア ネグレクトを含む児童虐待、
基本的な生活習慣の乱れ
- イ 子どもの障害や健康問題
- ウ 子どもの「孤独」の状況
- エ 子どもの低学力・学習の遅れ
- オ 子どもの不登校
- カ 子どもの学歴・中退
- キ 子どもの不安定就業・無業、
ひきこもり

① 保護者の抱える困難

ア 保護者の成育歴・DV経験

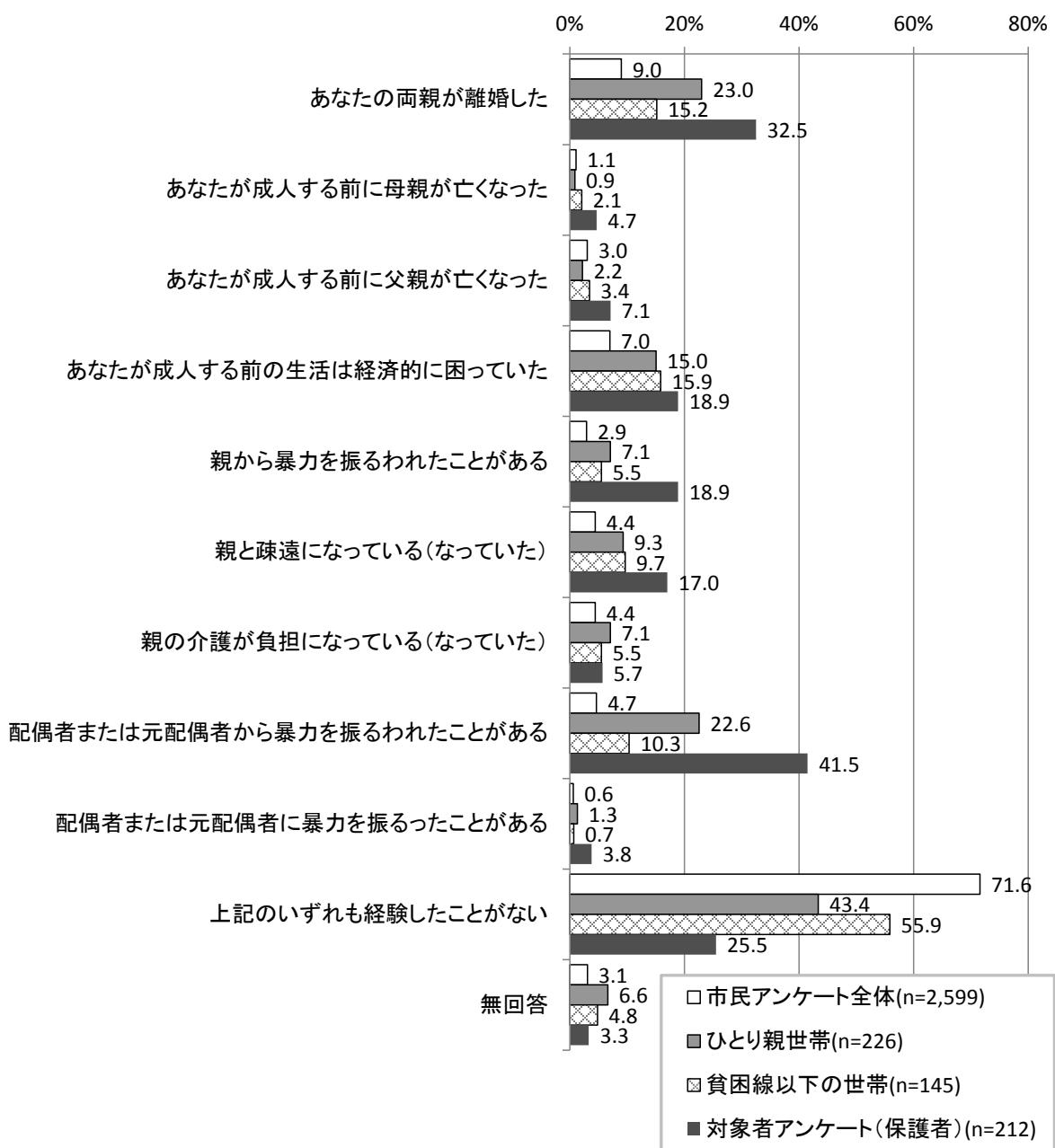
支援者ヒアリングでは、保護者が自身の親（子どもから見た祖父母）から虐待を受けていた経験があることや、親と疎遠になっていて頼れない状況の方が多いということが指摘されています。また、配偶者からのDVを受けた経験のある方が多いという指摘もなされています。

アンケート調査では、保護者自身の成育歴や過去の経験として、「両親の離婚」、「親との死別」、「子どもの頃の経済的困窮」、「親や配偶者からの暴力等を受けた経験」等の有無についてたずねました。その結果、これらの経験について「いずれも経験したことがない」と回答したのは、市民アンケート全体では 71.6%、ひとり親世帯では 43.4%、貧困線以下の世帯では 55.9%、対象者アンケートの保護者では 25.5% でした。

特にひとり親世帯の場合には、「両親が離婚した」との回答割合が 2割以上、「配偶者または元配偶者から暴力を振るわれたことがある」との回答割合も 2割以上となっており、「ひとり親」の状況が世代間で連鎖しているケースや、配偶者からの暴力（DV）が原因でひとり親に至ったのではないかと考えられる方が一定程度いることがうかがえます。

対象者アンケートの保護者の回答としても、「配偶者または元配偶者から暴力を振るわれたことがある」は 41.5%、「あなたの両親が離婚した」は 32.5%、「親から暴力を振るわれたことがある」は 18.9%、「成人する前の生活は経済的に困っていた」は 18.9%となっており、保護者自身も厳しい成育歴や経験を抱えている場合が多いことが確認されました。

図表2-13 保護者自身の親や配偶者との関係性



※市民アンケートについて、回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。

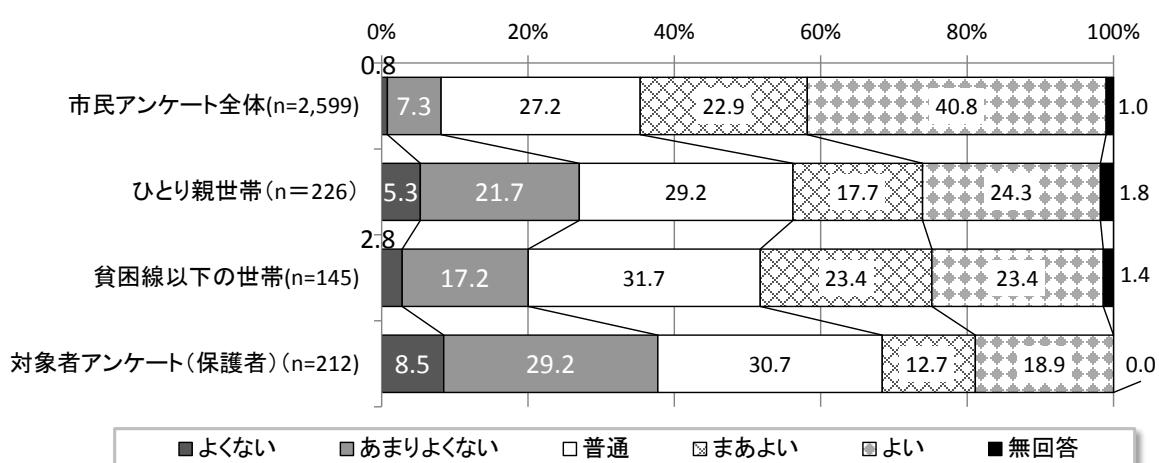
イ 保護者の障害・健康問題

支援者ヒアリングでは、保護者に知的障害等の障害があるケースや精神疾患を含む健康上の問題を抱えているケースが増えていることが指摘されました。

アンケート調査から、保護者の現在の健康状態について、「あまりよくない」「よくない」と回答した割合を比較すると、市民アンケート全体では 8.1%であるのに対して、ひとり親世帯では 27.0%、貧困線以下の世帯では 20.0%、保護者に対する対象者アンケートでは 37.7%となっています。

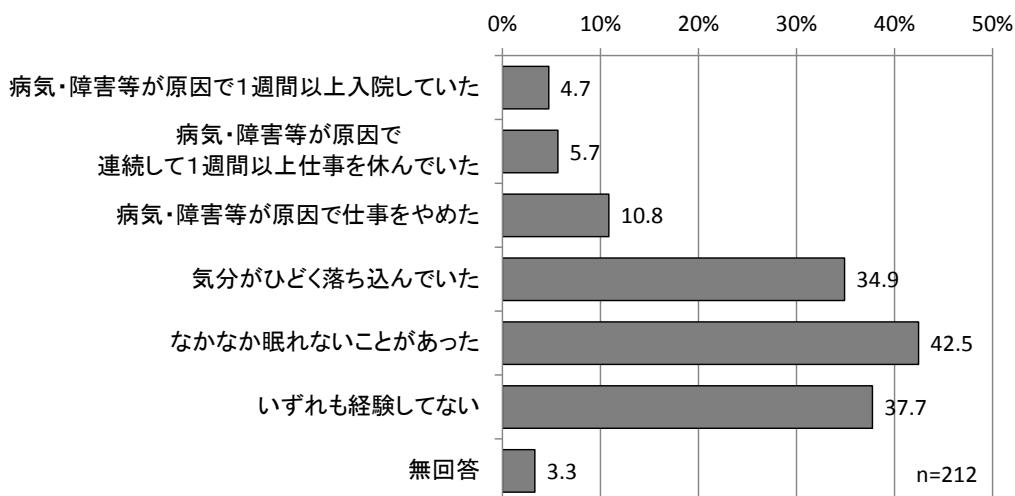
また、保護者について過去 1 年間での病気や障害等の経験の有無についてたずねたところ、対象者アンケートの結果として、42.5%が「なかなか眠れないことがあった」、34.9%が「気分がひどく落ち込んでいた」と回答しており、さらに、「病気・障害等が原因で仕事をやめた」とした人の割合は 10.8%にのぼっています。

図表2-14 保護者の健康状態



※市民アンケートについて、回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。

図表2-15 過去 1 年間の病気・障害等の経験（対象者アンケート）



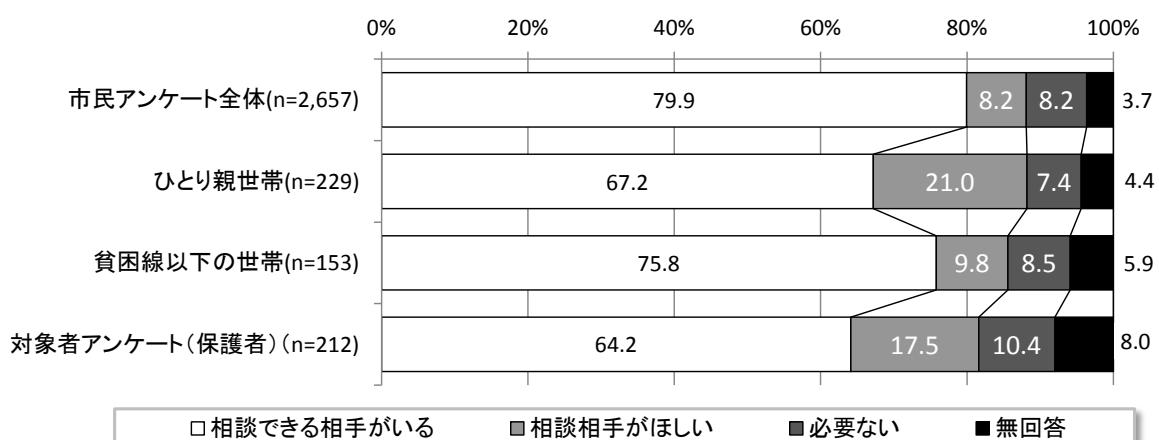
ウ 保護者の「社会的孤立」の状況

支援者ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の保護者は、障害や精神疾患等の影響もあり、人間関係をうまく築くことができないことが多いということが指摘されています。また、「保護者の成育歴・DV経験」で触れたこととの関連で、保護者が自身の親や配偶者等から虐待や暴力を受けていたことなどから、親族等に頼れない状況の方も多いことも指摘されています。さらに、このような方の中には、支援者との関係性を含めて、人とのつながりを自ら「断ち切ってしまう」という事例もあるとされています。

これらの結果、保護者が「社会的孤立」状況となり、また、支援者との関係が切れてしまうことで、子どもへの支援が届かなくなるという課題があることも指摘されています。

アンケート調査で、「心おきなく相談できる相手がいるか」についてたずねたところ、ひとり親世帯では、「相談できる相手がいる」との回答割合が回答者全体と比べて低く、「相談相手がほしい」との割合が2割以上となっています。なお、対象者アンケートに回答いただいた保護者も、17.5%が「相談相手がほしい」としています。

図表2-16 心おきなく相談できる相手の有無



※「ひとり親世帯」について、宛名の子ども・若者本人が該当すると回答した場合は除く。

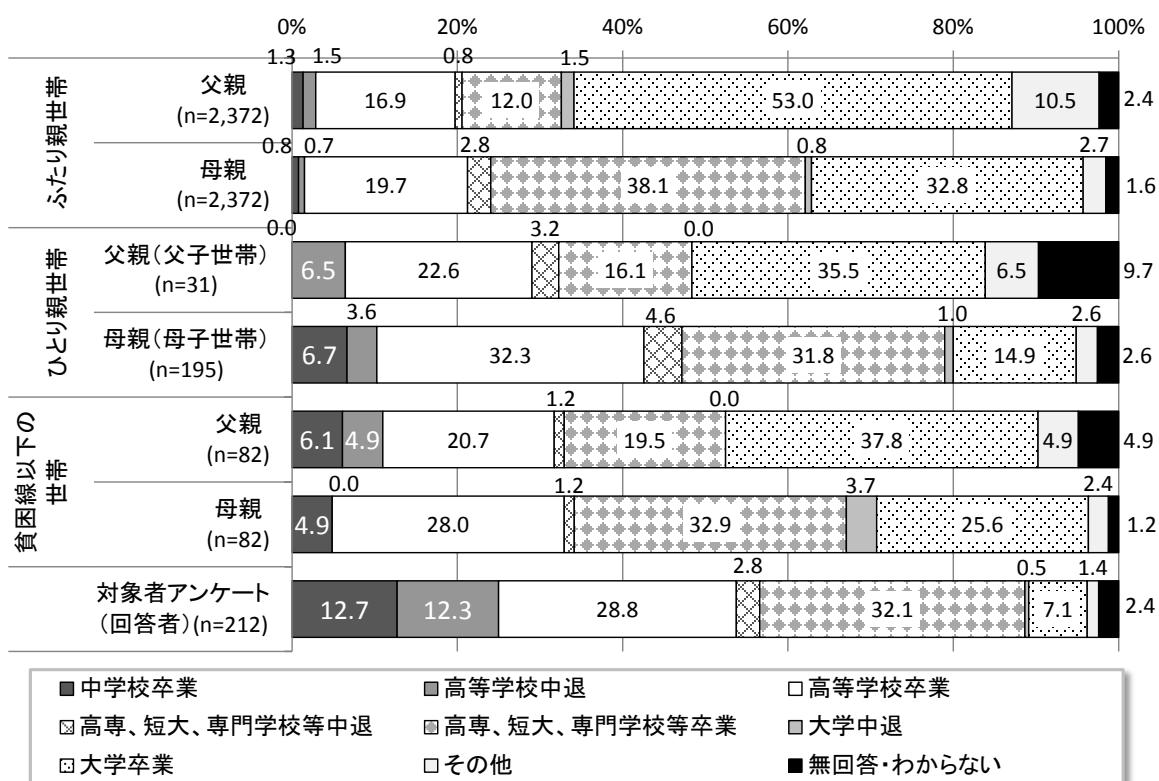
工 保護者の最終学歴

支援者ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の保護者の特徴のひとつとして、最終学歴が中学校卒業や高校中退である割合が高いということが指摘されています。

アンケート調査から、保護者の最終学歴について把握すると、父親の最終学歴が「中学校卒業」あるいは「高等学校中退」と回答した割合は、ふたり親世帯では2.8%、父子世帯では6.5%、ふたり親世帯のうち貧困線以下の世帯では11.0%となっています。

同様に、母親の最終学歴が「中学校卒業」あるいは「高等学校中退」と回答した割合は、ふたり親世帯では1.5%、母子世帯では10.3%、ふたり親世帯のうち貧困線以下の世帯では4.9%となっています。

図表2-17 保護者の最終学歴



※市民アンケートについて、回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。
※市民アンケートについて、「父親」の回答は、回答者が「父親」の場合の本人の最終学歴と、回答者が「母親」の場合の配偶者の最終学歴を合計して算出している。「母親」の回答は、回答者が「母親」の場合の本人の最終学歴と、回答者が「父親」の場合の配偶者の最終学歴を合計して算出している。
※対象者アンケートについては、回答者が父親か母親か等区別せず集計した。
※学歴について「その他」は、「大学院中退」「大学院修了」「その他教育機関中退」「その他教育機関卒業」「その他」を合わせた値である。

オ 保護者の就業状況

支援者ヒアリングでは、健康面等で問題を抱えている方や、外国籍の方（日本語の理解が不十分である方）、学歴が相対的に低い方などでは、働きたくとも働けない、または仕事に就いていても非正規雇用で不安定であるなど、十分な収入が得られない状況にあることが多いと指摘されています。

また、ひとり親世帯の親など子育てと生計の維持を一人で担わなければならぬ場合では、勤務地や就業時間の制約を受けることが多く、そのことが正社員の職に就くことを困難にしている要因のひとつとなっているとされています。

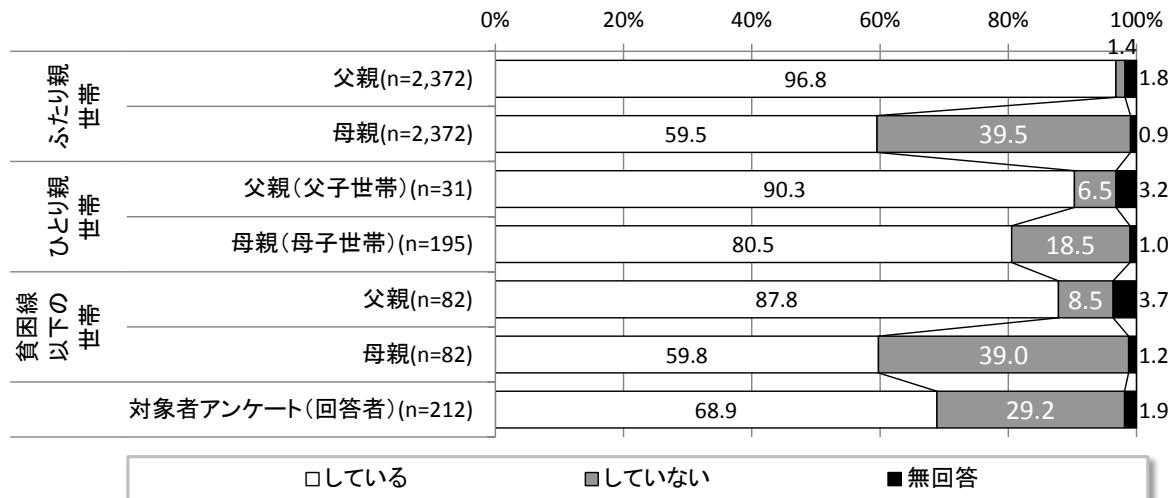
このほか、ダブルワーク・トリプルワークをしている方や、早朝や深夜の時間帯に働いている方が少なくないことが指摘されており、深夜の時間帯の就労に関しては、子どもの徘徊等の行動など、子どもの基本的生活習慣の乱れとの関連性についても指摘がなされています。

他方、アンケート調査から、保護者の就業状況についてみたところ、母子世帯の母親の約8割、父子世帯の父親の約9割は就労しています。また、対象者アンケートの保護者（回答者）は約7割が就労しています。

就労をしている方について、働いているにも関わらず経済的困窮の状況に置かれる背景として、パートタイムやアルバイト等の低賃金で不安定な非正規雇用で働いている割合が高く、「正社員・正規職員」で働く割合が低いという雇用状況があります。市民アンケートによると、「正社員・正規社員」の比率は、ふたり親世帯の父親や父子世帯の父親では約9割となっていますが、母子世帯の母親では4割弱となっています。

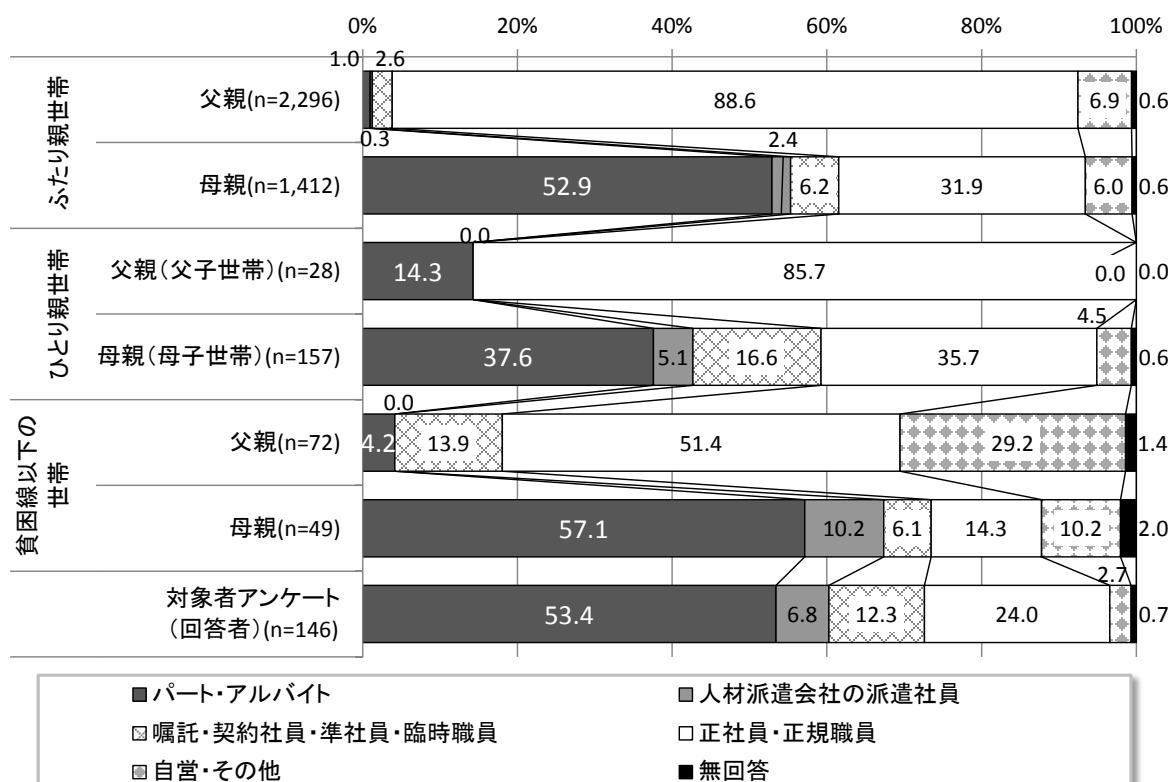
また、過去1年間で複数の仕事を掛け持ちしたことがあるかをたずねたところ、母子家庭の母親が11.3%、貧困線以下の世帯の母親が10.5%、父子家庭の父親が9.7%と、ひとり親世帯や貧困線以下の世帯では複数の仕事を掛け持ちしたことのある人の割合が比較的高くなっています。

図表2-18 現在の就業の状況



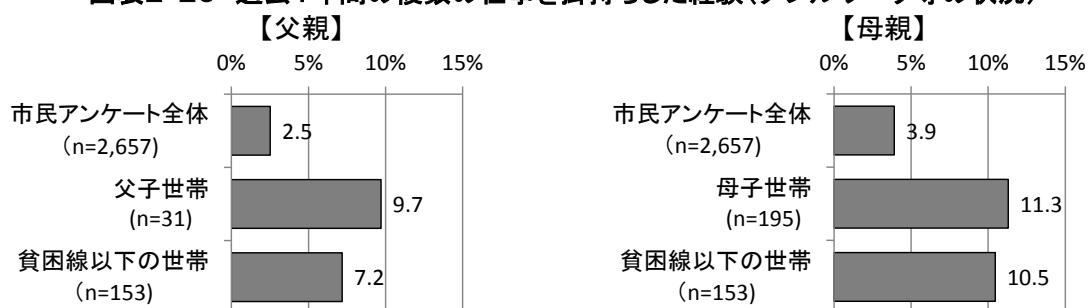
※市民アンケートについて、回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。
※対象者アンケートについては、回答者が父親か母親か等区別せず集計した。

図表2-19 就業形態



※市民アンケートについて、回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。
※市民アンケートについて、「父親」の回答は、回答者が「父親」の場合の本人の就業形態と、回答者が「母親」の場合の配偶者の就業形態を合計して算出している。「母親」の回答は、回答者が「母親」の場合の本人の就業形態と、回答者が「父親」の場合の配偶者の就業形態を合計して算出している。
※対象者アンケートについては、回答者が父親か母親か等区別せず集計した。
※「自営・その他」は、「自営業主（商店主・農業など）」「自家営業の手伝い」「その他」を合わせた値である。

図表2-20 過去1年間の複数の仕事を掛け持ちした経験(ダブルワーク等の状況)

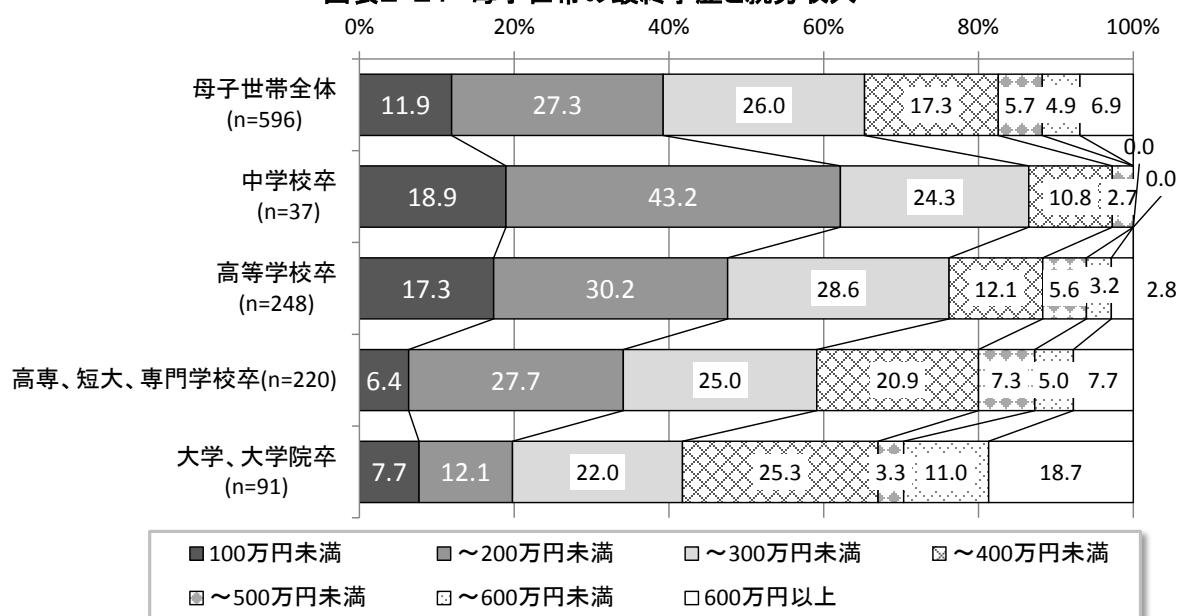


【コラム②：ひとり親世帯のなかでの学歴による差異】

上述の通り、ひとり親世帯、特に母子世帯の場合には、「正社員・正規職員」で働く方の割合が低く、働いてはいるものの経済的に苦しい状況にあるという方が多いものと考えられます。

ただし、母子世帯のなかでも、保護者の方の学歴等の違いにより、状況は異なると考えられます。本市が平成24年度に実施した「母子家庭等実態調査」によると、母子世帯の状況に関して、保護者の方の最終学歴が高くなるほど、就労収入が高くなるという相関関係がみられています。最終学歴が「中学校卒」である世帯では、1年間の就労収入が200万円未満である割合が約6割となっているのに対して、「大学、大学院卒」の場合には、200万円未満の割合は2割弱となっています。

図表2-21 母子世帯の最終学歴と就労収入



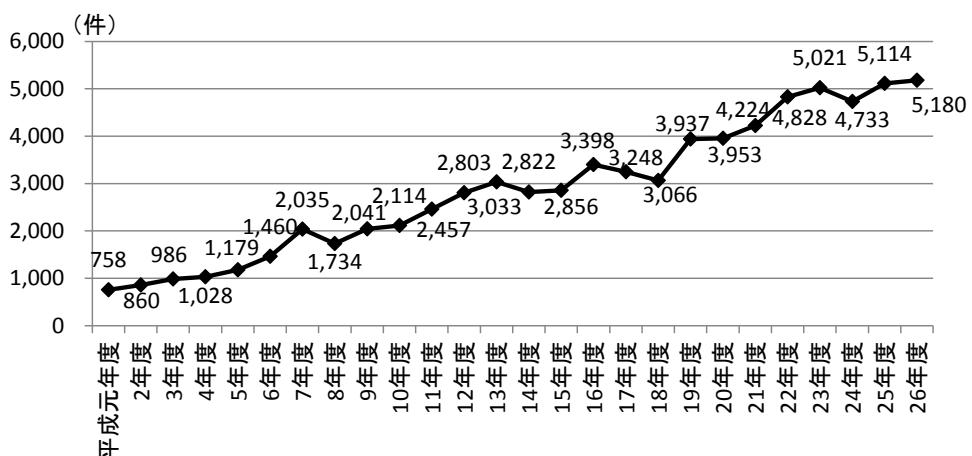
出所) 本市「平成24年度母子家庭等実態調査」データをもとに作成
※ 無回答は除く

② 子ども・若者の抱える困難

カ ネグレクトを含む児童虐待、基本的な生活習慣の乱れ

本市の児童相談所に寄せられた養護相談の新規受付件数は、過去20年間で4倍以上に増加しています。養護相談には、児童虐待、家族関係の不調、不適切な家庭環境、保護者の養育力不足等に関連する相談内容が含まれており、厳しい成育環境のもとに育つ子どもが増加していると考えられます。

図表2-22 養護相談新規受付件数の推移



出所)「横浜市統計書」

支援者ヒアリングでは、児童相談所が児童虐待等で関わる家庭の中に、経済的困窮の課題を抱える例が多いことが指摘されています。具体的な例として、身体的虐待のほか、適切な食事を与えていない、学校等への登校がままならない、乳幼児を家に残したまま度々外出するなどのネグレクトの状況にある世帯への対応が増えているとされています。なお、このようなネグレクトの一部には、保護者の早朝・夜間帯の就労や、精神疾患等が原因となったネグレクトが存在することも指摘されています。また、ネグレクトとまではいかなくとも、子どもと向き合う時間的・精神的な余裕がない場合も多いとされています。

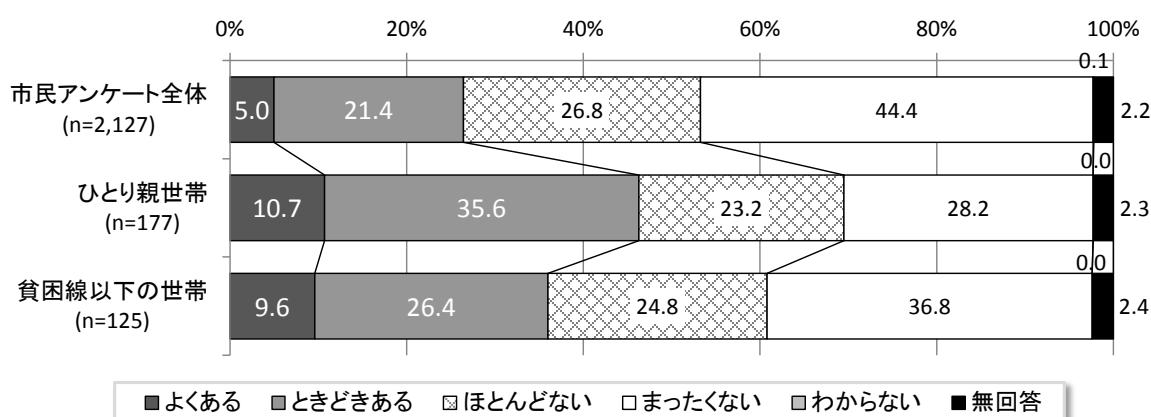
市民アンケートで、普段子どもだけでご飯を食べることがあるかについてたずねたところ、「よくある」と回答した割合は、市民アンケート全体では5.0%、ひとり親世帯では10.7%、貧困線以下の世帯では9.6%となっています。なお、ひとり親世帯では、「よくある」「ときどきある」を合わせると5割近くとなっています。

また、支援者ヒアリングでは、保護者に精神疾患や疾病がある世帯等の例で、保護者が子どもを起こして登園・登校の準備をすることが出来ず、子どもの通園・通学が困難になることがあるという課題や、子どもに食生活をはじめとした基本的生活習慣が十分に身につかないという課題が見られることが指摘されており、これら

の課題に対応する支援が必要であるとされています¹⁷。

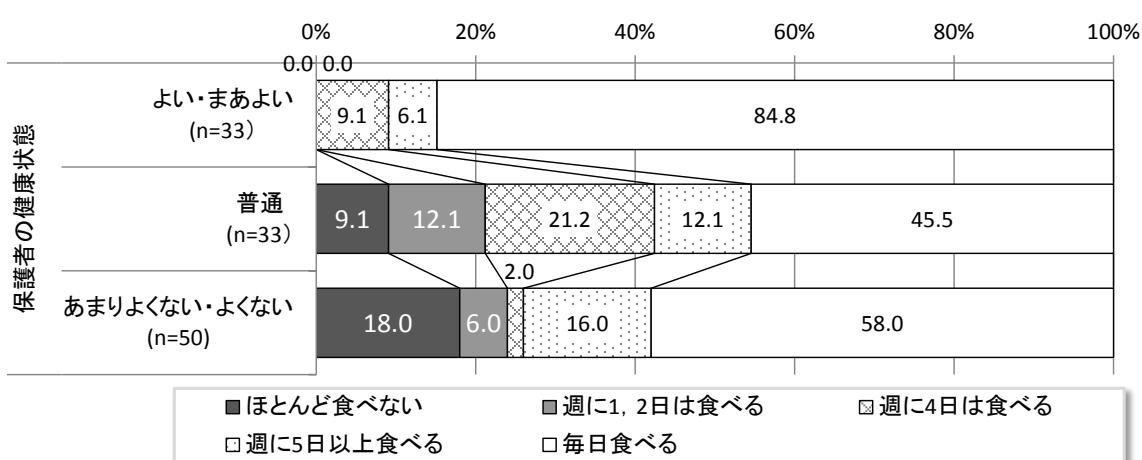
対象者アンケートから、保護者の健康状態と子どもの朝食の摂取状況について分析したところ、保護者の健康状態が「よい・まあよい」の場合には8割以上が「毎日食べる」と回答しているのに対して、健康状態が「普通」「あまりよくない・よくない」の場合には、「毎日食べる」と回答した割合が低くなっています。

図表2-23 子どもの「孤食」の状況



※宛名の子ども・若者が0～18歳未満の場合に、その保護者が回答

図表2-24 保護者の健康状態と子どもの朝食の摂取状況



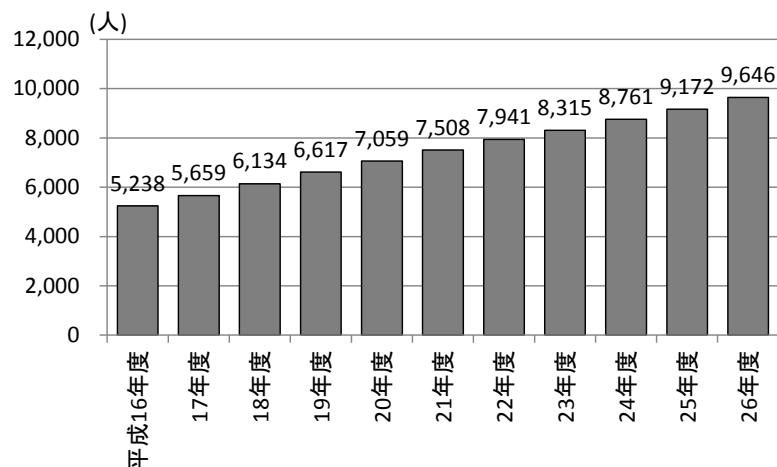
※朝ごはんの習慣について無回答であったものはここでは集計の対象外とした

¹⁷ このほか、児童虐待による子どもの育ちへの影響として、暴力を受ける体験からトラウマを持ち、そこから不安や情緒不安定などの様々な精神症状が現れる場合があること、栄養や感覚刺激の不足等によりもともとの能力に比べて知的な発達が十分に得られない場合があること、保護者との基本的な信頼関係を構築できず愛着関係を形成することが困難となり対人関係に問題が生じることがあること等、様々な影響があるとされている。（「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改訂版）」（厚生労働省）より抜粋、要約）

キ 子どもの障害・健康問題

本市の18歳未満の知的障害児に対する療育手帳交付数は、過去10年で1.8倍に増加し、平成26年度で約1万人となっています。

図表2-25 18歳未満の療育手帳交付数の推移



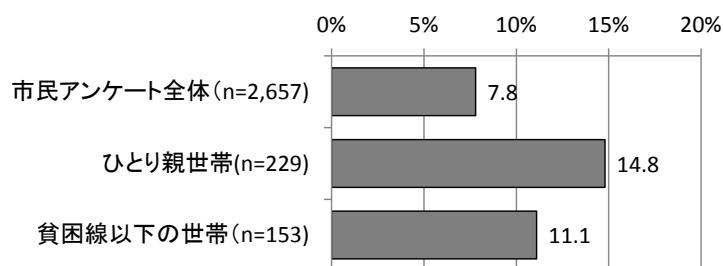
出所)「横浜市統計書」

支援者ヒアリングにおいても、知的障害や発達障害を抱える子どもへの対応が増えているという話が聞かれました。また、手帳等の取得の有無に関わらず、学習面や対人関係の面で課題を抱える子どもへの対応が増えていると指摘されています。このほか、発達障害との判別が難しい、成育環境からの影響の強い「愛着障害」と考えられる子どもも増えてきているのではないかとされています。

市民アンケートにおいて、兄弟姉妹を含めて子どもに身体障害、知的な遅れ、発達障害等、何かしらの障害がある世帯の割合を集計したところ、ひとり親世帯では14.8%、貧困線以下の世帯では11.1%となっており、経済的困窮を抱える世帯で子どもの障害を抱えている割合が相対的に高くなっています。

なお、支援者ヒアリングでは、保護者の就労と子どもの障害について、子どもに障害があることで保護者が働くことが出来ない、あるいは勤務可能な条件に制約があるために正規の職に就くことが困難であるということも指摘されています。

図表2-26 兄弟姉妹を含めた、世帯の子ども・若者の障害等の有無



※「身体障害」「知的な遅れ」「発達障害」「その他」のいずれかに該当する場合の割合を集計した。

※回答者の世帯に該当する子ども・若者がいる場合の割合を示している。

※集計には無回答であったものも分母に含む。なお、「特がない」の結果についてここでは非掲載としている。

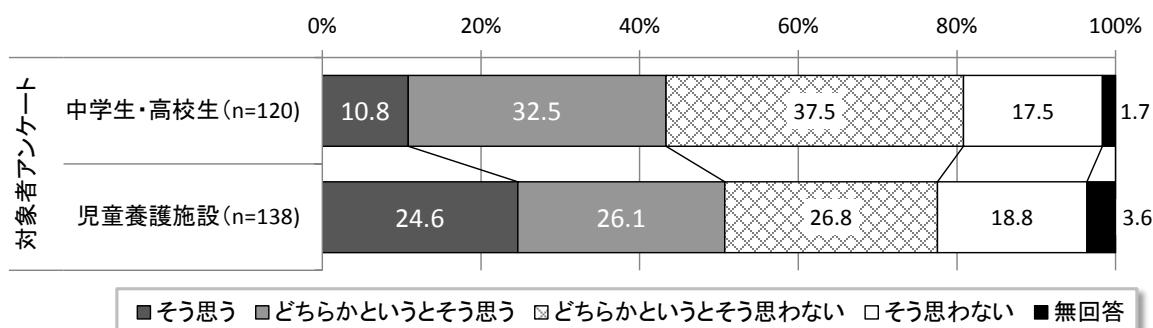
ク 子どもの「孤独」の状況

支援者ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、孤独感を強く持っている傾向があることや、他人に対する不信感が高いこと、自分に自信がなく、自己肯定感が低いこと等が指摘されています。

対象者アンケートから、中学生・高校生の回答として、「人は信用できないと思う」という意識についてみると、「そう思う」「どちらかというとそう思う」の回答割合は4割以上となっていました。同様に、児童養護施設の中学生・高校生では、「そう思う」「どちらかというとそう思う」の回答割合は5割を超える結果となっています。

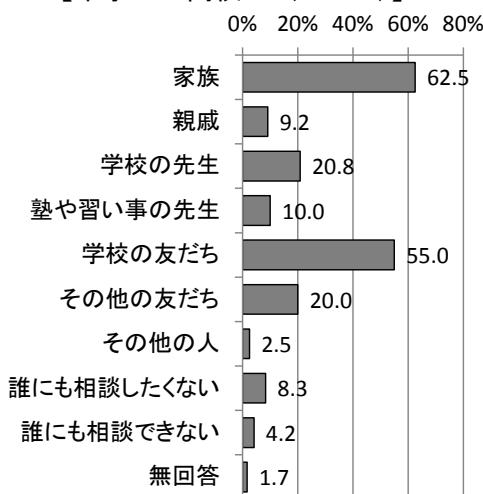
また、対象者アンケートの中学生・高校生に、悩んでいるときに相談する相手についてたずねたところ、「誰にも相談したくない」という回答が8.3%、「誰にも相談できない」という回答が4.2%となっており、悩みごとがあっても相談しない・相談できない人が一定割合で存在しています。この点について、児童養護施設の中学生・高校生では、「誰にも相談したくない」に23.2%、「誰にも相談できない」に8.7%が回答しており、相談しない・相談できない人の割合が比較的高くなっています。

図表2-27 人は信用できないと思う

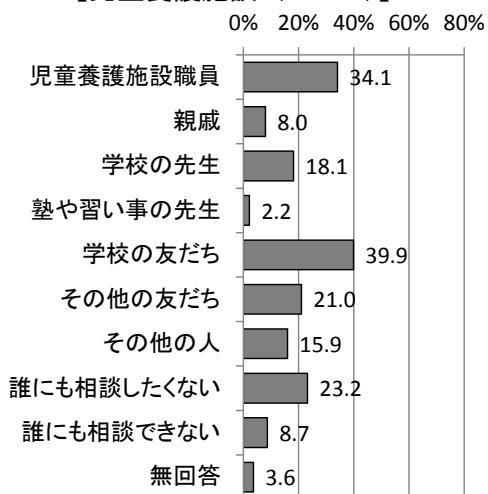


図表2-28 悩んでいるときの相談相手（対象者アンケート）

【中学生・高校生 (n=120)】



【児童養護施設 (n=138)】



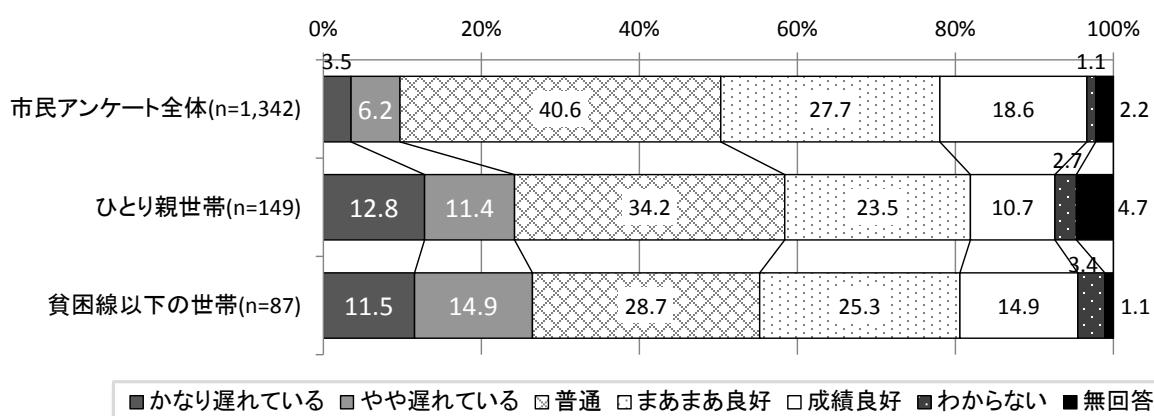
ケ 子どもの低学力・学習の遅れ

支援者ヒアリングでは、課題を多く抱える家庭の子どもは学校の成績があまり良くなく、学習が遅れがちであることが多いと指摘されています。また、学業の遅れの背景に関しては、障害が疑われるケースのほか、部屋が整理されていないことや学習机がないことなど、勉強できる居住環境ではないことが影響しているのではないかということも指摘されています。

子どもの勉強全般の状況について、市民アンケートから、宛名の子どもが 6~17 歳の場合に、子どもの学校等での勉強全般の状況について分析したところ、学校等の勉強全般の状況が「かなり遅れている」または「やや遅れている」と回答した割合は、市民アンケート全体では 9.7% であったのに対して、ひとり親世帯では 24.2%、貧困線以下の世帯では 26.4%となっていました。

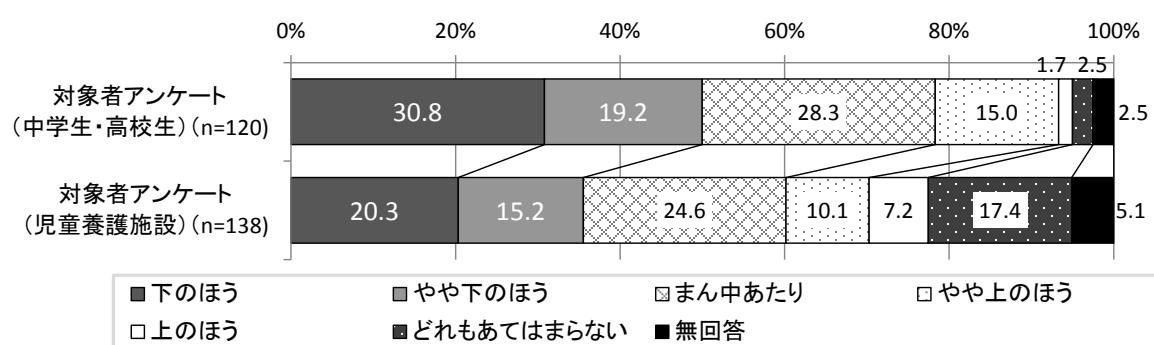
また、対象者アンケートから、中学生・高校生自身に学校の成績の状況について分析したところ、学校の成績が学年の中で「下のほう」または「やや下のほう」と回答した割合は 50.0%、児童養護施設の中学生・高校生では 35.5%となっていました。成績の分布が下の方に偏っている傾向がみられました。

図表2-29 宛名の子ども(6~17歳)の学校等での勉強全般



※宛名の子どもが 6~17 歳の場合についてのみ集計。また、保護者が回答した場合についてのみ集計。

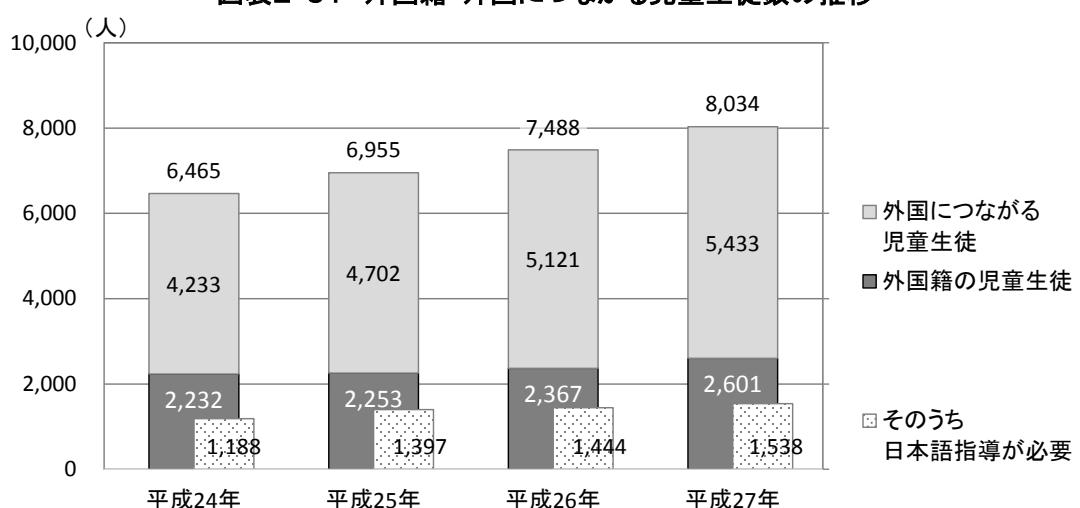
図表2-30 学校の成績



なお、支援者ヒアリングでは、学習の遅れを特に抱えやすい子どもとして、外国籍・外国につながる子どもの例が挙げられました。

外国籍・外国につながる子どもは、平成27年5月現在で、本市の小・中学校に約8,000人在籍していますが、そのうち日本語指導が必要な児童生徒は約1,500人となっています。外国籍・外国につながる子どもは、教科学習に必要な日本語（学習言語）の習得が不十分なために授業についていけない場合があることに加え、学校生活で孤立しがちであること、保護者も日本語が不自由で学校の準備が十分にできない等、学習に不利な状況にあるのではないかと考えられます。

図表2-31 外国籍・外国につながる児童生徒数の推移



出所)「横浜市立学校実態調査」

※各年5月1日現在

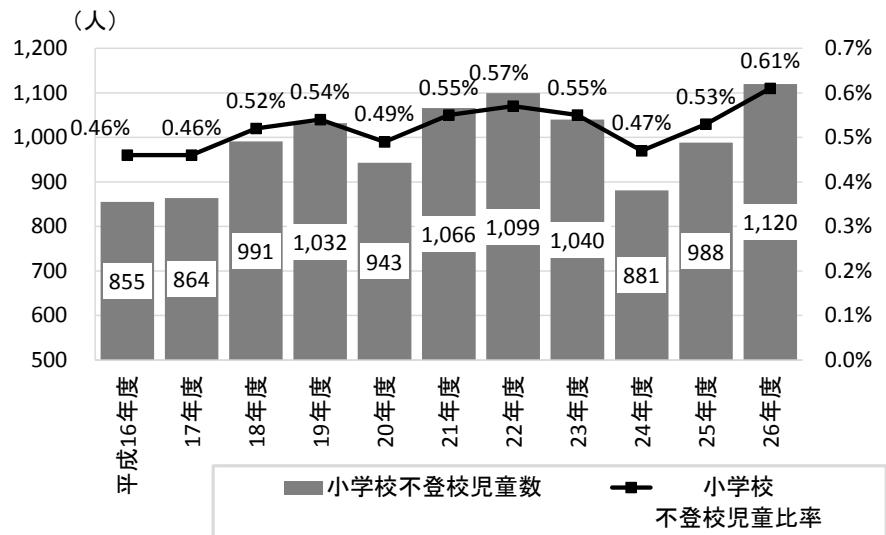
※国籍およびつながる国の総数（平成27年現在）96カ国

コ 子どもの不登校

本市の市立小学校における不登校児童数¹⁸は、平成26年度に約1,100人で、市立小学校児童全体に占める割合は0.6%前後で推移しています。市立中学校における不登校生徒数は、平成26年度で約2,600人となっており、市立中学校生徒全体に占める割合は約3%となっています。

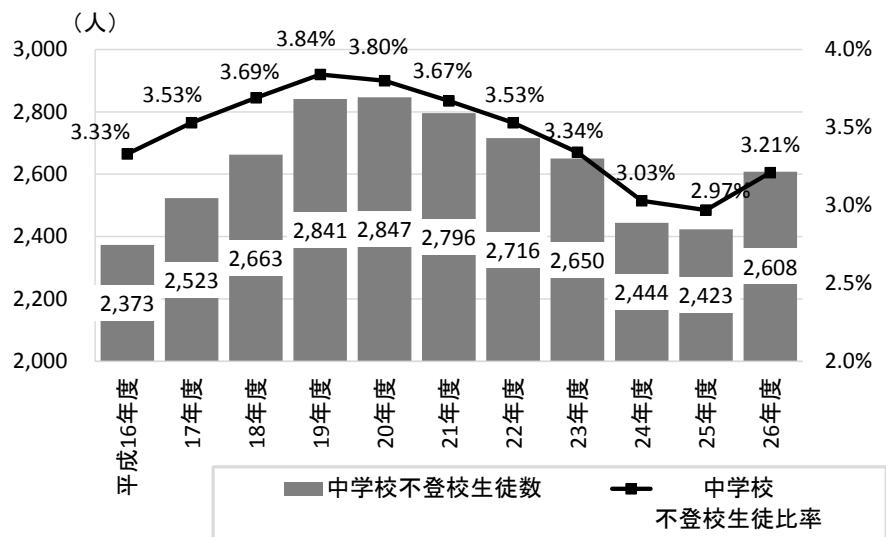
¹⁸ 文部科学省の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においては、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものを「不登校児童生徒」として定義している。

図表2-32 市立小学校における不登校児童数の推移



出所)「横浜市統計書」

図表2-33 市立中学校における不登校生徒数の推移



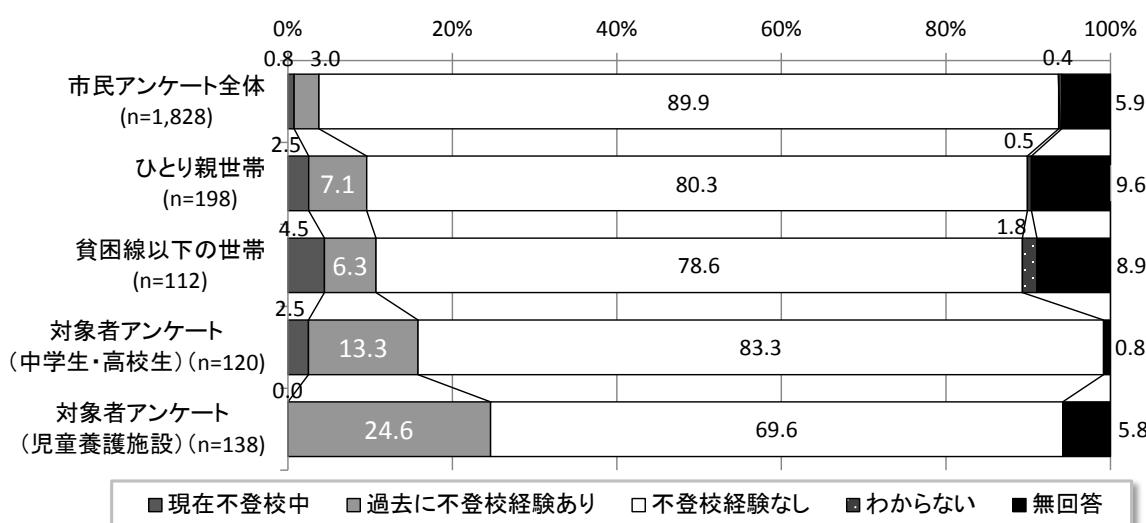
出所)「横浜市統計書」

支援者ヒアリングでは、不登校となった子どもの背景に、家庭の経済的困窮をはじめとする様々な困難が存在することが指摘されています。例えば、基本的な生活習慣が身についておらず、朝起きられないことで学校に行けなくなり、学業が遅れがちになることでさらに不登校の傾向が強まることがあるという話が聞かれました。このほか、弁当を持っていけないことが不登校のきっかけになってしまいのケースや、保護者の代わりに、家庭内で家事や年少のきょうだいの面倒を見なければならぬために学校に行けなくなるケースもあると聞かれました。

市民アンケートにおいて、宛名の子ども・若者のうち「過去に不登校経験あり」あるいは「現在不登校中」と回答した割合は、全体では3.8%、ひとり親世帯では9.6%、貧困線以下の世帯では10.8%となっています。

対象者アンケートでは、中学生・高校生自身に不登校経験の有無についてたずねました。「現在不登校である」または「過去に不登校であった」と回答した比率は、対象者アンケートの中学生・高校生では15.8%で市民全体と比較して4.2倍、児童養護施設の中学生・高校生では24.6%で市民アンケート全体と比較して6.5倍の割合となっています。

図表2-34 不登校経験の有無



サ 子どもの学歴・中退

支援者ヒアリングでは、学業の遅れ等とも関連して、保護者・子どもとともに、高校進学を積極的に考えられないケースがあることが指摘されています。また、高校に進学した後の課題として、中退の問題があることが指摘されています。

高校中退の問題に関しては、高校は義務教育ではないため、高校に入学しても勉強についていけない場合には学校に居づらくなってしまうことや、経済的な問題から、アルバイトをすることや仕事に就くことを優先して中退する例が多いという話が聞かれました。

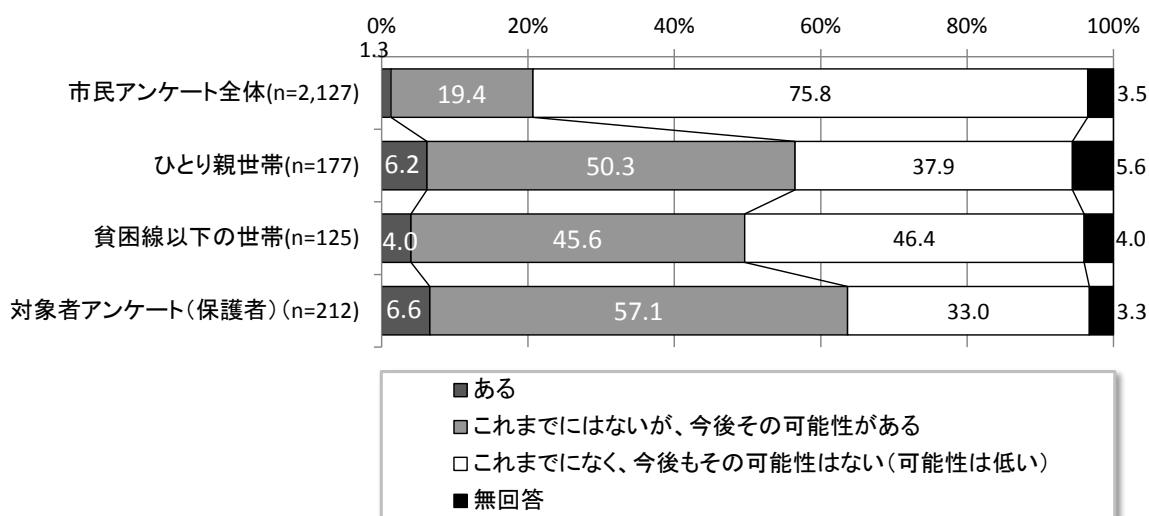
さらに、大学等の高等教育機関への進学に関しては、成績的には可能であるのに、経済的な面が影響して、自分から進学を諦めてしまう人もいるとされています。このほか、貸与型の奨学金では卒業後の負担が大きいという課題があることも指摘されています。

市民アンケートから、経済的な理由により、子どもに進学を諦めさせたり学校を中退させたりしたことがあるかについて分析したところ、市民アンケート全体では「ある」あるいは「これまでにはないが、今後その可能性がある」が合わせて 20.7% であったのに対して、ひとり親世帯では 56.5%、貧困線以下の世帯では 49.6%、対象者アンケート（保護者）では 63.7% となっています。また、調査対象の世帯に含まれる子ども・若者について、学校等を既に卒業している子ども・若者の最終学歴について分析したところ、貧困線以下の世帯では、「大学卒業」の割合が比較的低く、また、「大学中退」の割合が高いという特徴が見られました。

このほか、対象者アンケートの中学生・高校生に「希望する学歴」についてたずねたところ、「大学」が最も多く 33.3% となっている一方で、「現実的な学歴」については、「わからない」が最も多く 25.0% となっています。同様に、児童養護施設の中学生・高校生に「希望する学歴」についてたずねたところ、「高校（全日制高校）」が最も多く 24.6%、次いで「わからない」が 15.9% となっています。「現実的な学歴」についても、「高校（全日制高校）」が最も多く 31.2%、次いで「わからない」が 24.6% となっています。

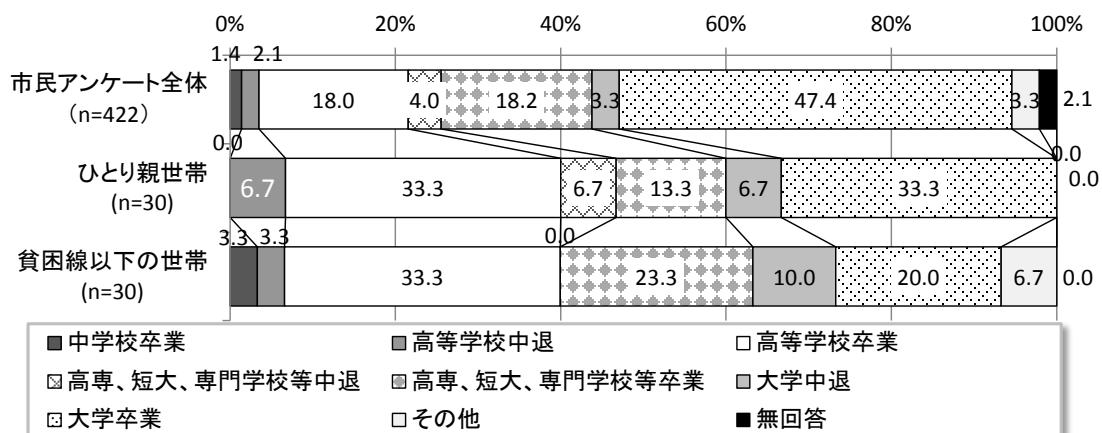
なお、本市の生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の高等学校等への進学率は 96.2%、大学・専修学校等への進学率は 36.8% となっています。また、児童養護施設の子どもの中学卒業後の高等学校等への進学率は 100%、大学・専修学校等への進学率は 22.2% となっています。

図表2-35 経済的な理由による子どもの進学断念・中退の有無



※市民アンケートでは、宛名の方が 18 歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。

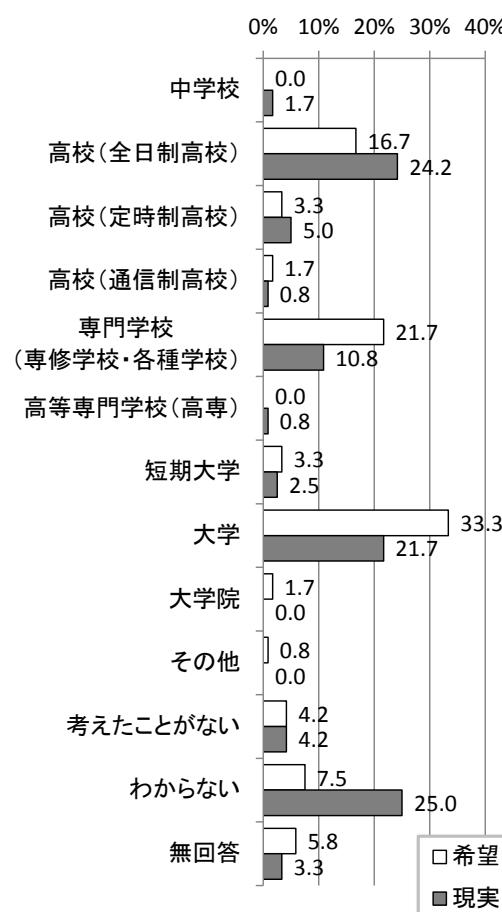
図表2-36 若者の最終学歴(兄弟姉妹を含めた集計)



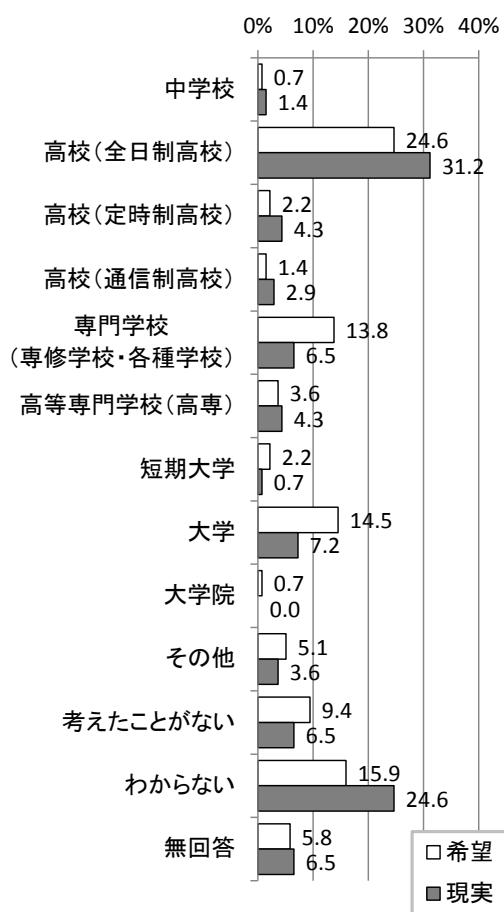
※兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここで「その他」は、「大学院中退」「大学院修了」「その他教育機関中退」「その他教育機関卒業」「その他」を合わせた値である。

図表2-37 希望する学歴、現実として考える学歴(対象者アンケート)

【中学生・高校生 (n=120)】



【児童養護施設(n=138)】



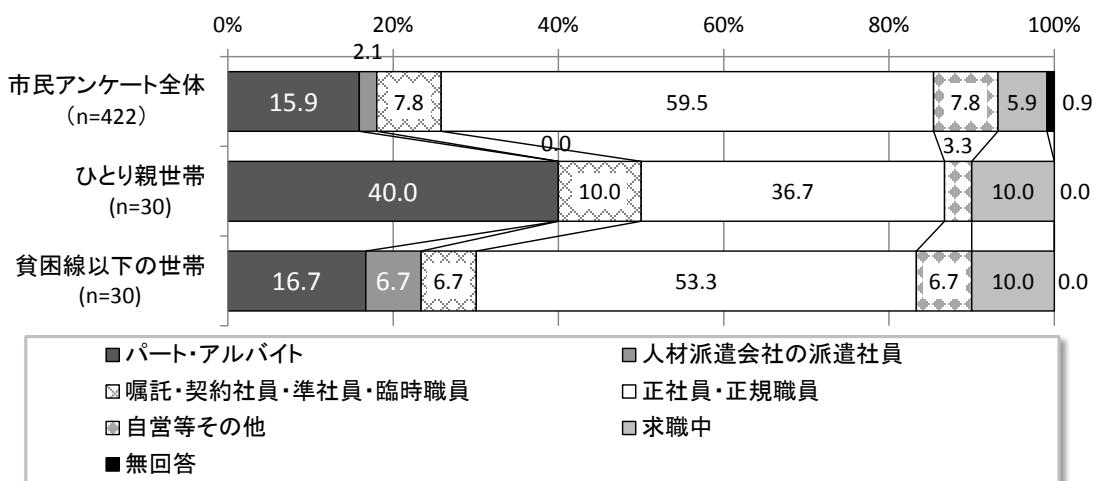
シ 子どもの不安定就業・無業、ひきこもり

「横浜市子ども・若者実態調査」（平成25年3月）によると、本市には、少なくとも若年無業者（15～39歳）が約57,000人、ひきこもり状態の若者（15～39歳）が8,000人いると推計されています。

ひきこもり状態の若者に関して、支援者ヒアリングでは、学校で不登校やいじめ等を受けた経験や、障害や精神疾患等の健康上の問題を抱えている方が多いとの指摘がなされています。また、人間関係を築くことが得意ではなく、コミュニケーションが苦手な方が多いということも指摘されています。なお、ひきこもりや無業の状態にある若者は、保護者のもとで暮らしている割合が比較的高く、必ずしも経済的困窮状態にある方ばかりではないと指摘されています。しかしながら、保護者からの経済的援助などの支えが望めなくなった場合に、経済的困窮や社会的孤立に陥るリスクが高いため、貧困を予防する観点での支援が必要であると考えられます。

市民アンケートから、調査対象の世帯に含まれる子ども・若者の学校等卒業後の状況について分析したところ、ひとり親世帯の場合や貧困線以下の世帯の場合には、子ども・若者の状況として「正社員・正規職員」である割合が比較的低くなっています。

図表2-38 子ども・若者の卒業後の進路(兄弟姉妹を含めた集計)



※兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここで「自営等その他」は、「自営業主（商店主・農業など）」「自家営業の手伝い」「主夫・主婦」「その他」を合わせた値である。

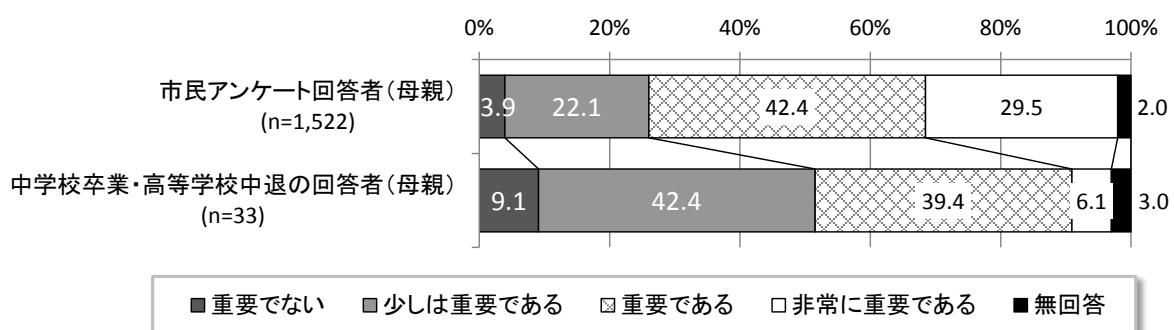
(3) 世代間連鎖の状況と必要となる支援

ス 学歴の再生産

支援者ヒアリングでは、保護者が高校に行っていない場合には子どもが高校（さらには、大学等の高等教育機関）に進学するという選択肢を持ちにくくなってしまうという関連性があると指摘されています。

市民アンケートから、子どもが高校卒業後大学・短大・専門学校等に進学することに関する意識と、母親の最終学歴の関係性について分析したところ、子どもの高校卒業後の進学について「非常に重要である」あるいは「重要である」と回答した割合は、母親の回答者全体では 71.9%ですが、母親の学歴が「中学卒業」あるいは「高等学校中退」の場合は 45.5%となっています。

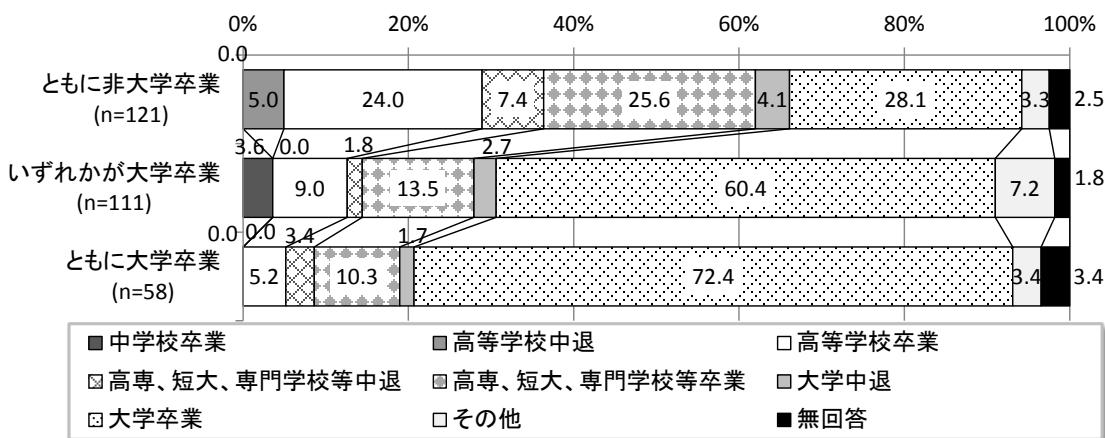
図表2-39 保護者の学歴と子どもの進学に対する意識との関係性



※回答者が「母親」の場合のみ集計。

また、市民アンケートから、ふたり親世帯に関して、保護者の学歴と子ども・若者の学歴との関係性について分析したところ、保護者の学歴がともに大学卒業の場合には子ども・若者の7割以上が「大学卒業」であるのに対して、保護者がともに大学卒業でない場合には、その割合は3割弱となっています。このほか、ひとり親世帯についても、子ども・若者の学歴について「大学卒業」である割合は約3割となっています。これらから、学歴の再生産を通じて、就業の困難や不安定就労、低賃金の状況等が世代間で連鎖している状況にあるということも推察されます。

図表2-40 保護者の学歴と子ども・若者の学歴との関係性



※ひとり親世帯についてのみ集計した。

※保護者の学歴について「大学卒業」には「大学院中退」「大学院修了」の場合を含む。なお、学歴について無回答のものは集計の対象外とした。

※子ども・若者の学歴については、兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここで「その他」は、「大学院中退」「大学院修了」「その他教育機関中退」「その他教育機関卒業」「その他」を合わせた値である。

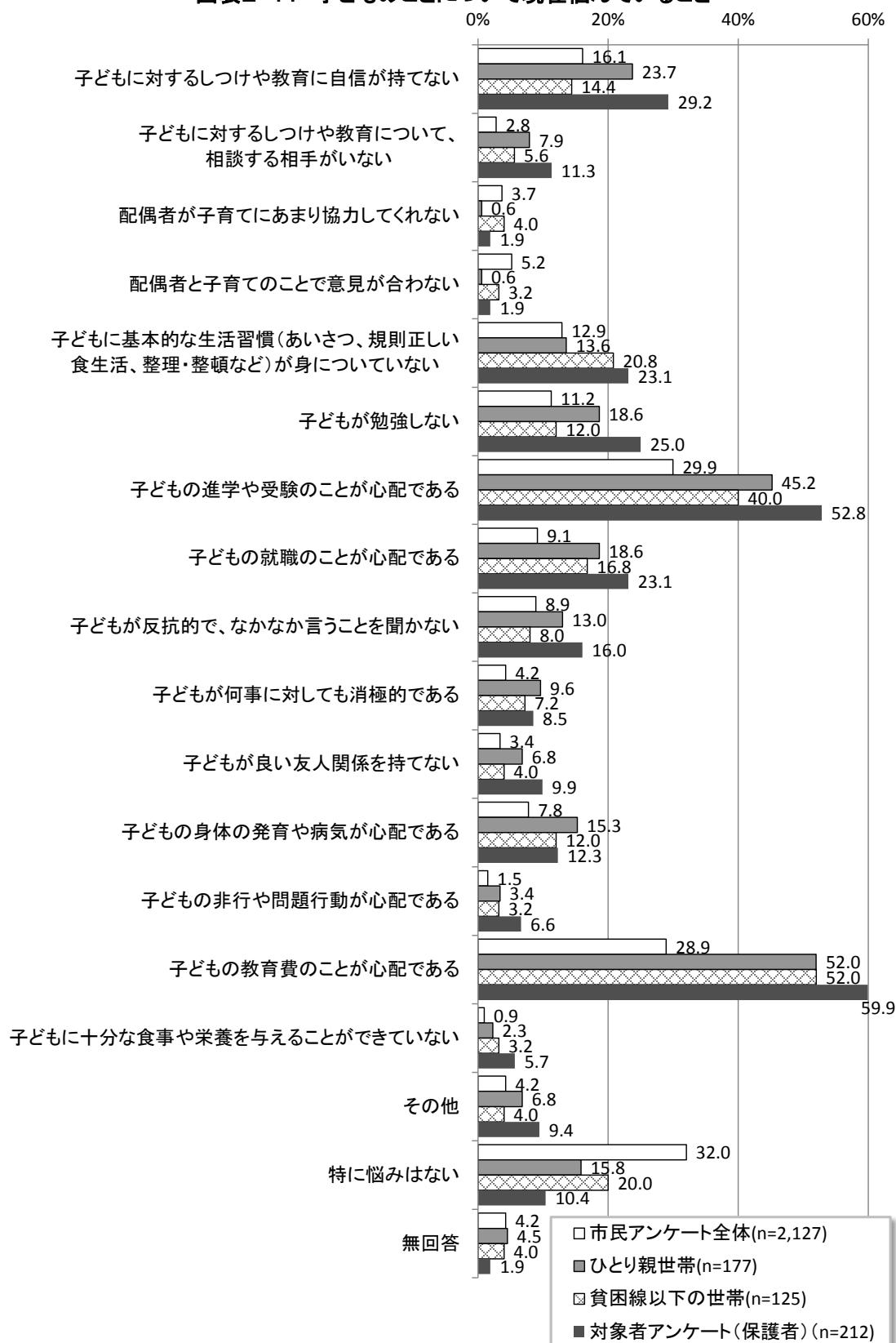
セ 保護者の置かれている状況と必要な支援

これまでに述べた通り、経済的困窮を抱えている家庭の保護者に関しては、暴力等を受けた経験、配偶者との離別や死別の経験、障害や疾病、就業の状況、学歴、国籍等、様々な困難を同時に重層的に抱えている可能性があります。特にひとり親世帯の保護者については、DV、精神疾患、就業と子育ての両立の負担、ネグレクトや子どもの養育が不十分になりがちであること等、子どもの育ちに影響を及ぼす様々な困難や社会的な不利を抱えるリスクが高いことが支援者から指摘されています。

子どものことに関する悩みについて保護者の回答を分析したところ、対象者アンケートの回答で最も多いのは、「子どもの教育費のことが心配である」が 59.9%、次いで「子どもの進学や受験のことが心配である」が 52.8%となっており、教育費や進学に関する悩みが半数を超えていました。なお、ひとり親世帯や貧困線以下の世帯の場合にも同様の悩みが上位を占めています。

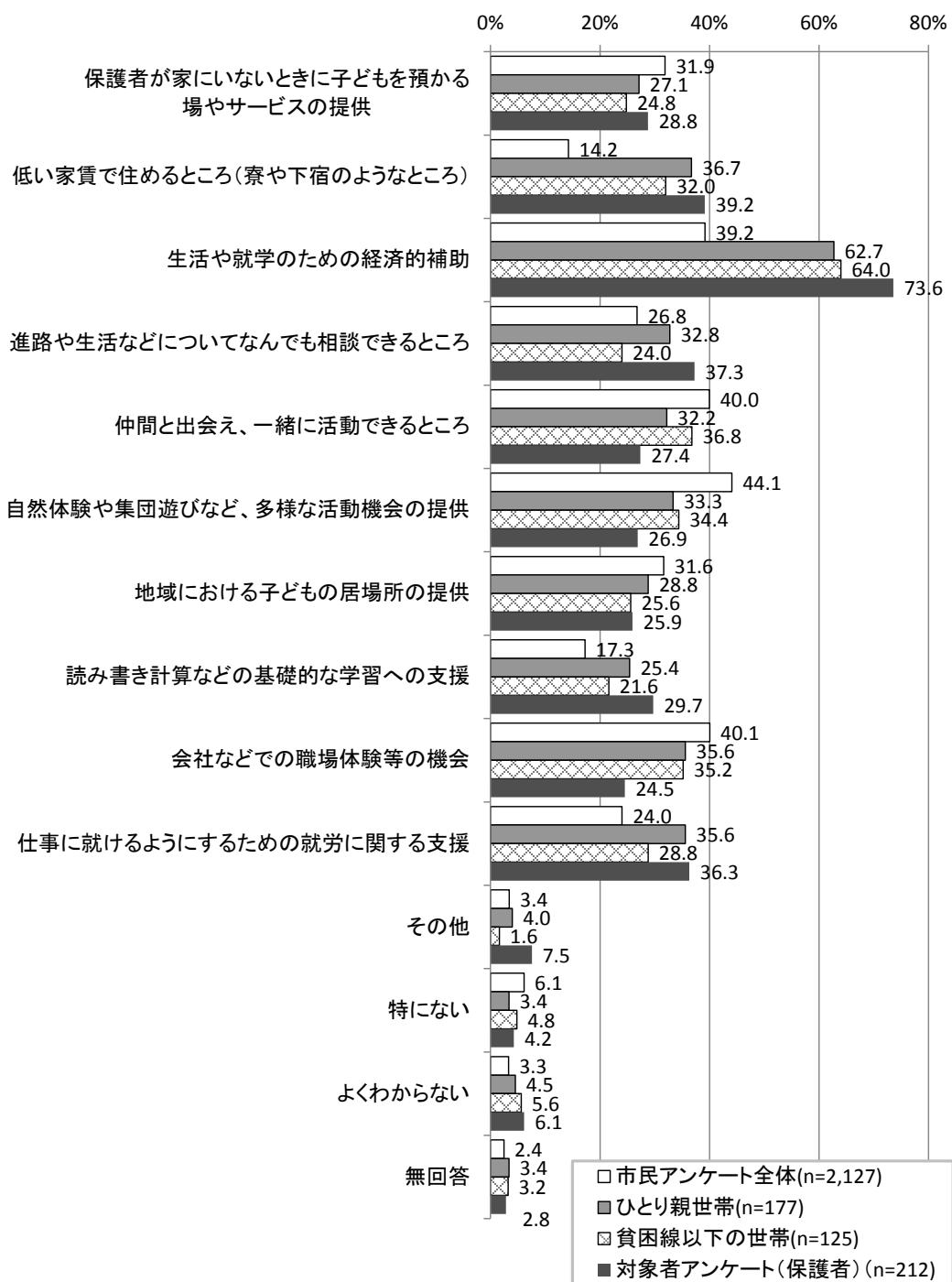
また、子どもにとってあったらよいと思う支援等についてたずねたところ、ひとり親世帯、貧困線以下の世帯、対象者アンケートの保護者に関しては、それぞれ 6 割以上が「生活や就学のための経済的補助」と回答しています。また、「低い家賃で住めるところ（寮や下宿のような所）」についても、それぞれ 3 割以上が回答しており、経済的な面での課題が大きいことがうかがえます。

図表2-41 子どものことについて現在悩んでいること



*市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。

図表2-42 子どもにとって現在または将来的にあつたらよいと思う支援

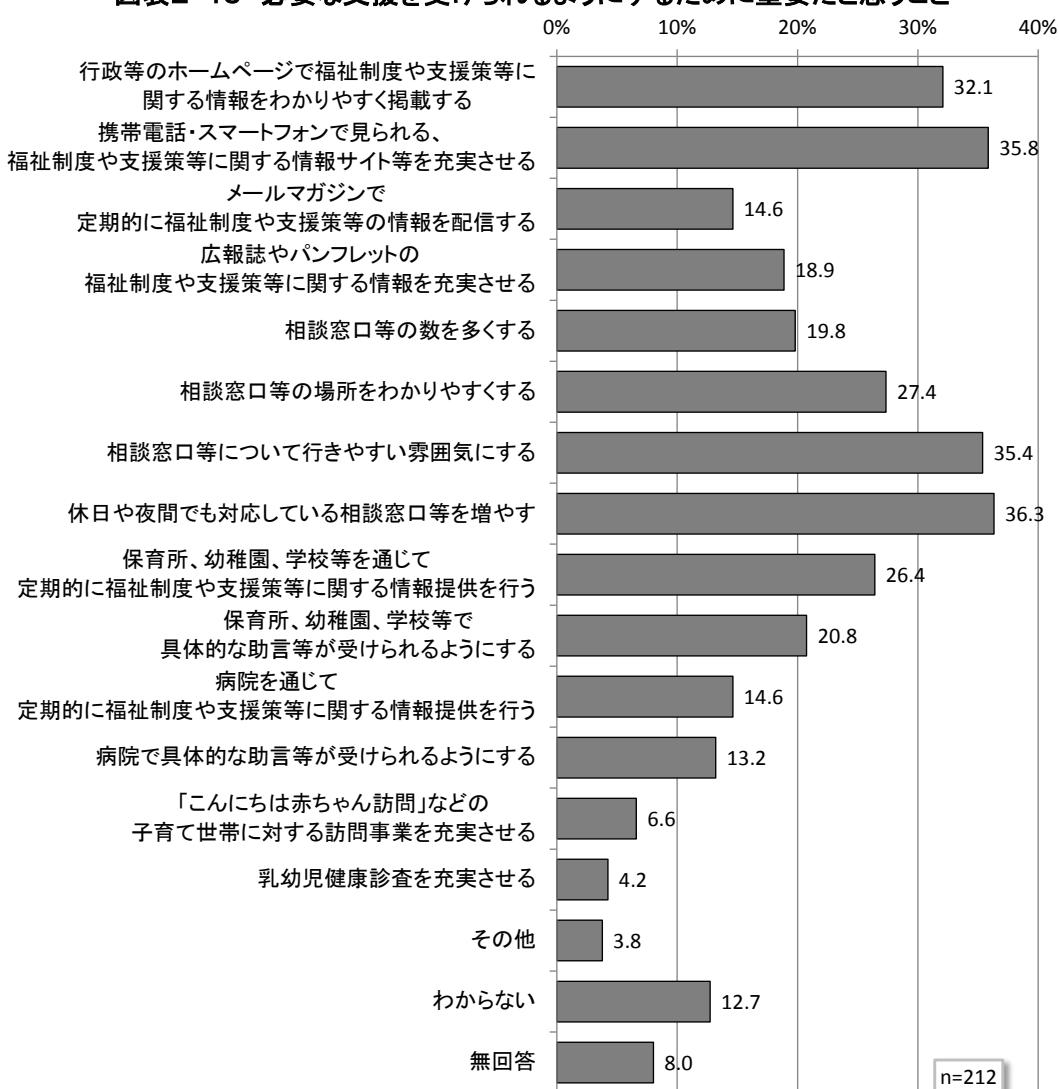


※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。

このほか、支援者ヒアリングでは、支援が必要な状態ではあるものの、支援につながらない子どもや保護者がいるという指摘がなされています。例えば、社会的孤立の状況にあり、支援に関する情報を得られていない方や、社会の一部にある生活保護への偏見の影響からか経済的に困窮していても支援等を受けていない方もいるとされています。また、転居等により、支援が十分に届かなくなってしまう方がいることも指摘されています。

対象者アンケートの保護者に対して、必要な支援を受けられるようにするために重要だと思うことについてたずねたところ、「休日や夜間でも対応している相談窓口等を増やす」「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」「相談窓口等について行きやすい雰囲気にする」「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」の回答が3割を上回っています。

図表2-43 必要な支援を受けられるようにするために重要なこと



【コラム③：就学前段階に対する投資効果について】

近年、貧困問題と関連して、就学前の段階における質の高い教育・保育が重要であるということが様々なところで指摘されてきています。

代表的なものとして、ノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ヘックマンによる指摘があります。ヘックマンは、アメリカで実施された調査研究の結果等に基づき、貧しい状況にある子供たち (disadvantaged children) に対するより早期の段階での教育等のプログラムの実施が、将来にわたって非常に効果的であることを指摘しています¹⁹。

また、我が国の状況に関しては、15歳児を対象に実施されているPISA調査の結果によれば、就学前教育歴と数学リテラシー得点との関連性があることが示されています²⁰。さらに、OECDからは、「日本では、幼児教育・保育への公的支出が低い。リターンが大きく、また低所得世帯の子供の不利益を軽減するであろうことからも、この分野へより多くの投資を行うことは是認される」と指摘され²¹、就学前の段階の教育・保育により多くの投資をすることには有効性・妥当性があるとされています。

このほか、子どもの頃に基本的モラルに関する軼を受けたことが社会的成功に結びついているとの研究成果²²や、基本的生活習慣が定着している子どもは世帯収入や父母の学歴に関わらず学力テストの正答率が高い傾向にあることを示した研究成果²³等もあり、就学前の早期の段階において、家庭内外での教育環境・生活環境を整えることの重要性が示唆されています。

¹⁹ James J. Heckman and Dimitriy V. Masterov(2007), "The Productivity Argument for Investing in Young Children"

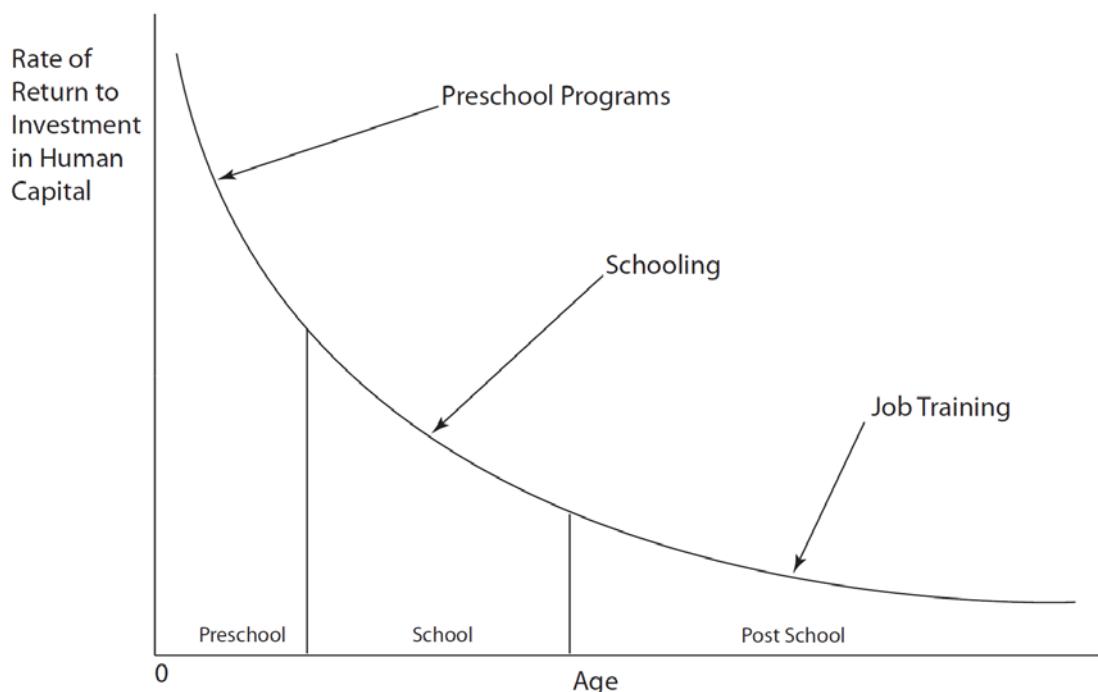
²⁰ OECD(2013)," PISA2012 Results: What Makes Schools Successful? Resources, Policies and Practices Volume IV"

²¹ OECD 対日審査報告書 2011 年版

²² 西村・平田・八木・浦坂 (2014) 「基本的モラルと社会的成功」

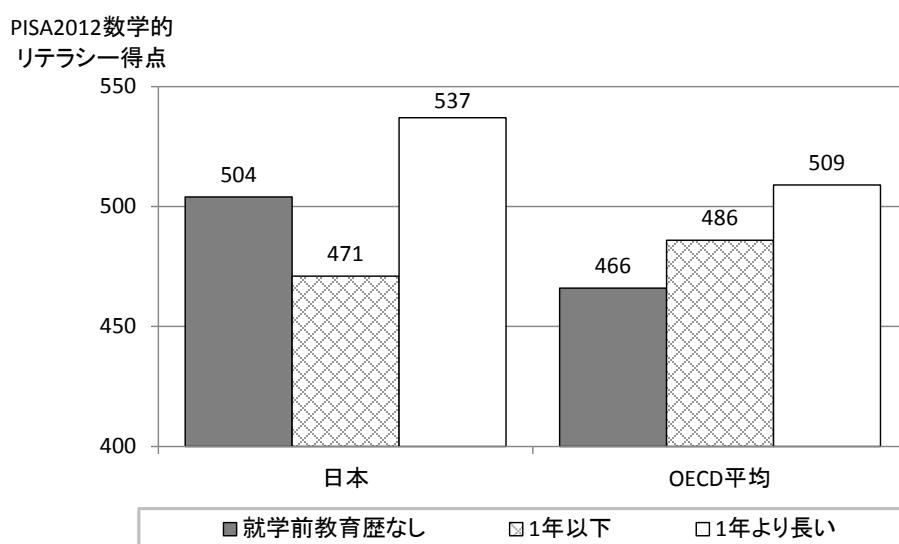
²³ 国立大学法人お茶の水女子大学「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）」の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」なお、不利な環境を克服している児童生徒の特長として、基本的生活習慣の他に、子どもの学習時間の長さ、読書や読み聞かせ、勉強や成績に関する会話・学歴期待・学校外教育投資、保護者自身の学校行事等への参加、児童生徒の学習習慣と学校規則への態度などが挙げられている。

図表2-44 年齢段階と教育投資効果との関係性



出所) James J. Heckman and Dimitriy V. Masterov(2007), "The Productivity Argument for Investing in Young Children"掲載の"Rates of return to human capital investment in disadvantaged children"を転載
※横軸が年齢段階、縦軸がその時期に実施する教育投資効果の大きさを示しており、就学前の段階でのプログラム(Preschool Programs)の効果がより大きいことを示している。ただし、学校教育(Schooling)や職業訓練(Job Training)が重要であることを否定するものではない。

図表2-45 就学前教育の経験と数学リテラシー得点の関係性



出所) OECD(2013), "PISA2012 Results: What Makes Schools Successful? Resources, Policies and Practices Volume IV"掲載データより作成
※日本について「就学前教育歴なし」は全体の0.9%、「1年以下」は2.2%で「1年より長い」が96.9%である(OECD平均ではそれぞれ7.2%、18.8%、74.0%)

第3章 子どもの貧困対策における取組の視点

第2章における本市が独自で実施した調査（市民アンケート・対象者アンケート・支援者ヒアリング）の結果や、関連する事業データ等から把握された本市の子どもの貧困の状況から明らかになった、貧困状態にある子ども・若者、家庭が抱える複合的な課題等を踏まえ、本市が子どもの貧困対策に取り組むにあたっての視点を次のとおり整理します。

1 支援につながっていない子ども・若者、家庭を見守る

(1) 気づく・つなぐ・見守る

保育所・学校や児童相談所などからは、経済的・福祉的な支援制度の利用を望まない世帯や、何らかの事情で支援制度の適用条件にあてはまらない所得の低い世帯や、身近な相談者がいないなどの社会的な孤立の状況にあり支援制度の情報が届いていない世帯が、最も厳しい状況におかれているといった意見があります。

このような状況の背景の一つとして、保護者が仕事を休むことができない、健康状態がよくないために外出できないなど、個別の相談や必要な手続きを行うために区役所等の窓口に来ることができない場合があると考えられます。

また、行政と関わることを望まない場合や必要な情報が伝わっていないことなどが考えられます。

制度等の利用に関わらず、困難を抱えている子ども・若者、家庭を、様々な場面で新たに把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことも、子どもの貧困対策として位置づけていく必要があります。

様々な接点や方策で必要な情報を届ける工夫や、妊娠・出産・乳幼児期にあっては、妊娠届出時の面接や新生児訪問、乳幼児健診等の母子保健の取組や地域の子育て支援の場面、保育所・幼稚園等での様子、学齢期にあっては、学校生活の中の気づきなど、日常の中で、訪問型の支援も取り入れながら、困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に気づき、地域で見守ったり、専門機関につなげたりしていくことが必要です。

また、その他にも生活困窮者支援制度などの相談の過程で、世帯へ関わる中で支援を要する子どもの存在に気づき、適切な支援に繋げていくことも重要です。

(2) 対象者への配慮と支援の仕組みづくり

困難を抱える家庭は、地域との関わりや制度を利用する望まない場合もあります。支援や見守りにあたっては、子どもや保護者に傾聴することで、家庭が抱えている困難や背景に気づくこと、気持ちに配慮しながら寄り添い、見守り、抱えている悩みや困難に応じた支援につなげることが必要です。

また、見守る人のすそ野を広げる取組や、支援に関わる一人ひとりの感度やスキルを高める取組と共に、家庭等の状況を正確にアセスメントし、学校、地域や民間の支援機関とも連携してサポートしていく仕組みや体制が不可欠です。

2 乳幼児期の子どもの心身の健康保持、自己肯定感や基本的信頼感の醸成

保護者の疾病・障害、子育てに関する知識やスキルが不十分であるなどの理由により、子どもが家庭で適切な養育を受けることができない場合や、虐待が疑われるケースなど、子どもが一人の人として大切にされ、守られる権利が損なわれかねない状況が生じている場合があります。

適切な養育がなされない状況では、子どもの栄養や衛生が十分確保されないことに加え、特定の大人との愛着の形成が不十分となり、情緒が安定しないことや、人への基本的信頼感が十分に育まれないことや自己肯定感が低いことなどが指摘されています。

適切な養育を受けていない状況が続く場合は、将来の学習や就労への意欲や取組姿勢にマイナスの影響を生じる可能性もあります。

さまざまな理由により保護者が適切な養育をすることができない場合は、相談支援事業や育児支援ヘルパー等の家庭の子育てを支えていく支援と合わせ、保育所や幼稚園等を利用することで、子どもの心身の健康や情緒の安定を図り、基本的な生活習慣の定着の促進を図るとともに、自己肯定感や基本的信頼感を醸成し、子どもの育ち・成長を支えていくことが必要です。

また、保護者の子育てに対する負担感・不安感が強い場合に、保育所等を利用することは、子どもの育ちを守るだけでなく、保育士や他の保護者との関わりにより、保護者の孤立を防ぐとともに、心理的・肉体的なゆとりが生まれ、家庭での養育が子どもにとって望ましい方向へ変わることが期待できます。

乳幼児期に、保護者をはじめとする特定の保育者がしっかりと子どもと関わることで、愛着形成や情緒の安定と、自己肯定感を得られることは、基本的な生活習慣の定着をはかり学齢期以降の学習習慣の基盤をつくるとともに、学習意欲や、課題や困難に立ち向かう精神力の基盤をつくるためにも非常に重要です。

3 学力保障及び教育と福祉の連携

(1) 小・中学校における学力保障

未就学期に、保育所や幼稚園等に通っていない場合や通っていても定期的に通園できなかった場合など、集団生活や学びの準備が整わず、学校での生活への適応が難しくなり、学校へ通うことが困難となる場合があります。

さらに、保護者の疾病・障害や外国につながる家庭では、地域社会や周囲から孤立化している場合もあり、就学にあたり必要な情報が得られない、家庭に求められることを理解できないといった理由で就学の準備が不十分となり、子どもの学校生活を円滑にスタートさせることができないこともあります。

市民アンケートでは、学校等での勉強全般の状況が、「やや遅れている」、「かなり遅れている」と回答した割合は、全体（9.7%）と比較して、貧困線以下の世帯では高く（26.4%）なっています。

また、平成25年度全国学力・学習状況調査を活用した調査研究※によると、世帯の所得や保護者の学歴などの家庭の社会経済的背景が高い児童生徒の方が、低い児童生徒に比べて学力が高い傾向にあります。

※文部科学省委託研究「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（国立大学法人お茶の水女子大学）

所得の格差拡大や、様々な家庭環境などによって生じる学力や進学機会の格差に対し、学校においても、少人数指導や補習で対応しています。

また、外国につながる子どもなどの、日本語指導が必要な児童生徒のニーズに合わせた学習支援を進められるよう母語による初期適応支援、日本語教室での指導、補助指導員の配置等を行っています。

小・中学校においては、これまで以上に全ての子どもの学力を保障するため、学校と関係機関が連携して学習支援を充実していくことが必要です。

（2）教育・福祉の連携による児童・生徒支援

横浜市では、他都市に先駆けて全ての市立小・中学校に配置した児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭を配置し、全ての子どもが安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、子ども達の悩みや不安の解決に取り組んでいます。

また、スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもや家庭の課題解決にあたるとともに、「小中一貫型カウンセラー」の配置や「登校支援アプローチプラン」に基づく登校支援など、義務教育9年間を見通した対応の充実を図っています。

しかし、子どもや家庭の経済的な困窮、保護者の就労や疾病・障害等による養育環境の課題は、学校だけでは解決できないため、福祉や医療などの専門的なアプローチが求められます。

平成27年度から、区役所における学齢期の対応窓口を、こども家庭支援課に一本化し、これまで以上に学校・区役所・児童相談所等の関係機関が連携し切れ目のない支援を行っていきます。

(3) 高校進学に向けた学習支援

学校においては、全ての子ども達の学力を保障するため、習熟度別指導や補習などの取組を行っていますが、貧困状態にある子どもは、学力や進学の機会において、格差が生じている現状があります。

平成27年度に本格施行された生活困窮者自立支援制度には、生活困窮世帯への学習支援事業が取組の一つとして位置づけられました。本市では、生活保護世帯の中学生への高校進学のための学習支援の取組を、国に先駆けて、区の自主的な取組としてスタートし、「寄り添い型学習等支援事業」として、平成26年度には、18区での展開となりました。

参加した子ども達の高校進学率は、生活保護世帯全体と比較すると向上し、成果をあげていますが、現在中心となっている、生活保護世帯の中学生のうち、参加している子どもは、全体の約3分の1であり、会場が自宅や学校から遠い等の理由で、参加を希望しながらも参加できない子どもがいるため、受入枠や実施か所の拡充が求められています。

また、現在中学生が中心となっている利用者について、学習の効果を高めるとともに、学校の成績の向上を図り、進学先の選択肢を広げるためには、中学生など、より早い段階から学習支援が必要と言われています。

(4) 高校進学後の学習支援と支援ネットワークの強化

家庭環境や他の子どもとの経済的な格差の中で、高校での勉強についていくことができず、学習に対する意欲が低下したり、安心して学校生活を送ることが困難となったりすることで、学校へ通うこと自体が難しくなることもあります。その結果、高校中退となる場合も指摘されています。

就労や新たな就学先が決まらないまま中退する場合も多く、義務教育期と異なり、教育機関や地域との関係が薄くなる中で、行政や支援機関からは、その存在が見えにくくなります。就労先や進学先が決まらないまま卒業する場合も同様の課題があります。

定時制の市立高校では、生徒の到達度に応じて基礎を改めて学ぶ「学び直し」や、スクールカウンセラーや産業カウンセラーによる相談支援など、生徒の中退を防止し、就学の継続や就業を支援する取組を行っています。今後は、自立する力の育成を目標に、関係機関と連携した支援の充実が必要です。

また、関係機関においては、学校との連携の中で、必要な情報提供や相談対応などにより就学継続支援に取り組むとともに、やむを得ず生徒が中退という選択をした場合や進路が決まらずに卒業することとなった場合でも、その後、円滑に利用できる支援の仕組みをつくることが重要です。

さらに、高校中退後に、高卒認定試験の受験など学び直しの機会や支援が必要です。

4 多様な大人との関わり

対象となる家庭の中には、疾病や障害等のために保護者が就労していない家庭もあります。

理由に関わらず、最も身近な大人である保護者が就労している様子を知らない子ども達は、自身が将来、就労し、収入を得て、家族を支えていく具体的なイメージや、職業の選択肢を幅広く持つことが難しくなります。

就労に対する意欲や具体的な手段、職業の選択に必要な情報を十分に得られないままでは、将来、社会情勢や就業形態の変化による影響や本人の離職などにより貧困状態に陥る可能性が高まります。

最も身近な大人である保護者に対する、就労を始めとする自立に向けた支援を行い、子ども達の1つのモデルとなれるように働きかけを継続するとともに、保護者以外の大人が、子ども達と関わりを持ち、多様な大人の姿を示していくことが必要です。

例えば、横浜市が、平成27年度から18区展開している寄り添い型学習等支援事業は、大学生のボランティアスタッフが中心となって、利用者へ勉強を教えています。大学生は、単に勉強を教えることにとどまらず、中学生にとっては、直接話をすることができる、比較的年齢の近い大人のモデルとしての役割も担っています。

学習支援の取組を始めとして、子どもと関わる場面では、子ども達が、職業や将来の自立に向けた情報や具体的なイメージを持つとともに、そこに至るために必要なプロセスや努力すべき点を知ることができる、ロールモデルとしての身近な大人との関わりの視点を持つことが必要です。

5 ひとり親家庭の保護者の自立支援における子育てとの両立の視点と子どもに対する支援

ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担っていますが、多くの家庭では、保護者が両者の役割をしっかりと担い、多忙な中でも、子どもは健やかに成長しています。

しかし、子育てと生計維持のための就労の負担の重さ、ひとり親家庭の背景として、DV被害や児童虐待の問題、親の疾病や障害、子どもの年齢や疾病、障害がある場合等、必ずしも安定した生活が維持できる家庭ばかりではない状況となっています。

また、ひとり親世帯となった経緯は死別、離別、未婚など様々であり、経済的にも、精神的にも余裕のない中で、多くの困難を一度に抱える傾向にあります。

親族を頼れない場合など、失業による収入減少は、働き手が一人しかいない中で、家庭全体がすぐに生活困窮に陥るリスクが高くなります。

実態として、子育て中のひとり親家庭は、不安定な就労・低所得の人が多い状況であり、本市の市民アンケートによる「子どもがいる現役世代のうちひとり親世帯のなかで、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合」は45.6%と、全国の傾向と同様に、経済的困窮を抱える家庭が多くなっています。

第一に、就労し、生計を立てるための支援を考えられますが、離婚等による環境の急激な変化に、保護者の心身の状態が整わず、すぐに就労可能な状況ではない人がおり、精神的なケアや、当面の生活の安定を図ることから始める必要がある場合もあり、支援に関わる人々の専門性高め、関係機関との連携体制を強化していくことが求められています。

一方で、生計を維持するために、ダブルワークや夜間就労をせざるを得なかった結果、保護者自身が心身の健康を損ねたり、子育てへ充てられる時間が少なくなり、やむを得ずネグレクト状態になっている場合も見受けられ、子ども自身に対する支援の必要性も高まっています。

子どもの貧困対策としては、現に貧困であるかに問わらず、ひとり親家庭等困難を抱えやすい家庭に対する支援としては、精神的なケアを含めた生活全体の支援、子育てとの両立ができる仕事に就くための支援の充実や、子育て支援環境をひとり親家庭等にとってより利用しやすいものとしていくことが必要です。

また、仕事と子育て、家庭生活の安定を図るために、児童扶養手当などの経済的な基盤となる現金給付の制度についても、国において機能の充実が検討されています。

6 社会的養護の子どもへのアプローチ

社会的養護のもとで暮らしている子どもは、必要な場合は20歳までは児童養護施設や里親の下で暮らすことが認められますが、原則として18歳で施設等から自立します。施設退所後に、保護者からの経済的援助や精神的な支えのない大変厳しい状況の中で自立を求められるため、進学や就職の支援とともに、生活や心を支える支援などが求められています。

(1) 施設等を退所した後の自立支援

現在、本市の施設等退所後児童アフターケア事業では、大学進学等自立生活資金の支給や居場所の運営などに取り組むとともに、各児童養護施設においても、退所後児童への相談支援等を行っています。

しかし、現状として、退所後に児童との連絡が途絶てしまい、支援や関係が途切れてしまう場合も少なくないため、その後のサポートができず、困難を抱えている可能性もあり、実態の把握に取り組むことが求められています。

また、施設等を退所したときに、未成年であることや家族を頼ることができない状況も多く、単身で住居を確保しづらいことが、自立にあたっての大きなハードル

となっているため、これまで以上に、自立に向けた生活基盤を支えるため、安定的な住居の確保のための取組が必要です。

近年の雇用情勢の中では、安定的な就労ができない場合も多く、職が得られても給与は生活を維持していくには十分でなく、給与収入のみで、単身で、住居を維持し、生活することが大きな負担になっています。著しい収入の低下や失職などで、住居を失った場合など、家族を頼ることができない状況の中では、社会的に孤立化したり、生活困難に陥るリスクが高まります。

就労継続のための相談支援はもちろんですが、やむを得ず離職した場合に次の支援の拠点となる場所やよりどころとなる居場所を一層充実していく必要があります。

さらに、再チャレンジに向けては、新しい仕事を紹介するだけでなく、状況により生活を安定させるための生活支援（衣食住の支援）や、自身の課題について相談に乗るとともに、解決に向けた訓練の機会を設けるなど、今後の自立につながるよう、継続的な支援が求められています。

(2) 進学支援の充実

社会的養護を必要とする子どもは、家庭にいたときに学校へ通うことができなかつた場合や、一時保護の長期化等により、学習に遅れが生じる場合があります。

社会的養護の子どもの大学・専修学校等への進学率（約32%）と、その他の子どもも全体（約85%）と比較して大きく下回っています。

就労の希望や適性など、一人ひとりの状況は異なりますが、進学を希望している子どもであっても、貸付型の奨学金は将来の借金となり、卒業後に安定した雇用につけないと返済が負担になることから、進学をあきらめる現状があります。

現在、本市では、施設等退所後児童の進学から卒業までを、「資金」と「意欲」の両面からサポートする、返還不要な奨学金支援プログラム「カナエール」を実施しています。

社会的養護を必要とする子どもが、本人の努力だけでは解決できない事由により、大学進学など希望の進路をあきらめなくてはならない状況を防ぐための経済的な支援や社会全体で応援していく機運を高めていくことが必要です。

7 困難を抱える若者支援

横浜市においては、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、少なくともひきこもり状態の若者が8,000人、無業状態の若者が、57,000人いると推計されています。

ひきこもり・無業状態等困難を抱える若者は、保護者の下で暮らしている場合や保護者の援助がある場合も多く、その時点では必ずしも貧困というわけではありません。

しかし、将来保護者等からの援助が得られなくなった場合は、自身が就労して収入を得ることが難しく、生活困窮に陥るリスクは高く、生活保護等社会的コストの増大にもつながる恐れがあります。

また一方で、経済的な理由や経済的困窮に起因する、学習の遅れや学校生活への不適応が理由で、就労や次の就学先が決まらず高校等を中退し、ひきこもりや無業状態となった若者個人の中には、すでに経済的にも苦しい状況に置かれている人もいます。

子どもの貧困対策として、これらの困難を抱える若者を、社会的・経済的な自立に向けて支援することは、個人やその家族を生活困窮に陥らせない直接の取組です。

加えて、社会を支える役割を担えるように、長期的な人材育成の視点に立って支援することが必要です。

横浜市では、青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションなど、若者自立支援機関による専門の相談や就労訓練等を実施しています。また、青少年相談センターにおいては、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップも図っています。

今後は、このような取組を推進するとともに、地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することが必要です。地域社会における協力者・応援者を増やすことにより、これまで支援機関につながらなかつた若者を支援に結び付け、より多くの若者に支援が行き届くよう取り組む必要があります。

8 妊娠・出産期からの子どもの貧困対策

妊娠や出産は、新たな家族が加わり非常に幸せな時期であると同時に、さまざまなストレスも生じる時期です。妊娠による身体の変化や分娩への不安、子どもを愛し育てることができるかなどの自分に対する不安や家族の理解や協力が得られるか、仕事や子どもを産み育てるための経済的問題に直面します。また、出産した母親は今までの社会的役割、妻の役割の他に、新たに母親としての役割を担うことになるとともに、新生児を迎える父親、祖父母、兄弟もそれぞれの役割が要求されます。妊娠・出産やその後の子育てというストレスに対応していくよう支援が必要な時期です。特に乳幼児期は、発育・発達が著しく、子どもの未熟性を補完するために適切な育児が実践される必要があります。

横浜市では、妊娠を行政的に把握できる妊娠の届出の際に、専門職による面接を行い妊娠期からの切れ目がない相談支援に取組んでいます。また、妊娠婦健康診査や乳幼児のいる家庭への訪問指導や乳幼児健康診査などを通じて、支援が必要な方を早期に把握し、必要な支援が行えるよう妊娠・出産期からの子育て家庭の支援に取組んでいます。

平成27年度からは、予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱え誰にも相談できず孤立している妊婦を支援するために、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんS

「OS よこはま」相談窓口を整備し、妊娠から出産、その後の育児に至るまでの相談・支援を充実させ、養育困難や児童虐待の予防につなげる取組を推進します。

これらの取組の中で、経済的な課題を含め、困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に気づき、専門機関の相談や具体的な支援へつなげることで、各家庭が安心して子どもを産み育てられるよう支えていくことが重要です。

妊娠・出産期の母子に対する母子保健の取組は、育児不安の早期解消や児童虐待の早期発見・早期予防に加え、子どもの貧困を早期に発見し、見守りや支援につなげるために、大変重要な役割を有しています。

なお、国においても、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を整備し、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを作成する「妊娠・出産包括支援事業」の全国展開の方向性を打ち出しており、これまで以上に妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の取組の充実が求められています。

9 切れ目のない支援と個人情報の共有

子どもや家庭が抱える課題は複合的なものが多く、学校、区役所福祉保健センター、児童相談所等が単独で関わるだけでは解決することが難しい場合もあります。このため、子どもや家庭の支援に関わる機関は、それぞれの立場や役割の中で、相互に連携して対応することが必要となります。

切れ目のない支援を展開するため、支援機関同士の連携強化に向けて、民生・児童委員、主任児童委員や「要保護児童対策地域協議会」等の既存の仕組みとも連携しながら、必要な範囲での個人情報の共有のあり方について検討していきます。

第4章 本市の子どもの貧困対策

第3章で整理した本市が子どもの貧困対策に取り組むにあたっての視点を踏まえ、5か年の計画期間における、目指す基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や、計画体系、目標値については次のとおりです。

1 基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

2 施策展開にあたっての基本的な考え方

基本目標の実現に向けて、次の基本的な考え方方に立ち、施策・事業を組み立て、推進します。

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐため、国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

① 「育ち・成長」と「教育の機会」を保障する環境づくり

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの育ち・成長と教育の機会を保障するとともに、学びや体験の機会の充実及び進学や職業選択の支援等の環境づくりに取り組みます。

② 「切れ目のない支援」が「届く」仕組みづくり

成長段階に応じた施策の連続性・継続性を持たせるとともに、行政、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域等の子ども・青少年に関わる人々の相互理解の促進とネットワーク化に取り組み、「切れ目のない支援」が、必要な子ども・若者へ「届く」仕組みをつくります。

③ 人材育成の視点と地域社会とのつながりへの配慮

暮らしの安定と、少子高齢化の進む横浜の活力の維持・向上につながるよう、積極的な人材育成の観点と地域社会とのつながりに配慮した施策を展開します。

3 計画の体系

第5章では、次の体系に沿って、子どもの貧困対策に資する本市の事業・取組を改めて整理し、計画に位置付けます。

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤として据えるとともに、子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めるために、5つの施策の柱に沿って取組を進めます。

(1) 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

乳幼児期の教育・保育の保障と学齢期の全ての子どもに対する教育の充実を、子どもの貧困対策の基盤として位置付けます。

(2) 施策の柱

① 気づく・つなぐ・見守る

困難を抱える子ども・若者、家庭を、区役所や地域等の多様な関わりの場面で把握し、関係機関との連携により支援につなげ、地域の中で見守る。

② 子どもの育ち・成長を守る

○子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長するための環境を整える。

○困難を抱える子どもの生活を支える。

③ 貧困の連鎖を断つ

○学校だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図る。

○相談支援・経済的支援により、就学の継続や希望する進路の実現につなげる。

④ 困難を抱える若者の力を育む

○初期相談から自立までの段階的な支援を行うとともに、専門機関と地域の連携を深め、若者の現在及び将来の生活の安定を図る。

⑤ 生活基盤を整える

○現金給付による暮らしの保障と、保護者への就労促進等により、生活自立に向けて支援する。

4 計画の進ちょく状況の把握

子どもの成長段階や困難を抱える若者・ひとり親家庭等対象ごとの目標値を設定し、計画の推進状況を把握する手立ての一つとします。

対象	目標	直近の現状値	目標値 (平成 32 年度)
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3% (26 年度)	95.0% (※1) 以上
未就学期	保育所等待機児童数	8 人 (27 年 4 月)	0 人 (※1)
小中学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合	小：74.2% 中：64.2% (26 年度)	小：75.0% (※2) 以上 中：65.0% (※2) 以上
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合 高校進学に向けて寄り添い型学習等支援事業に参加する子どもの数	69.8% (26 年度) 488 人 (26 年度)	75.0% (※2) 以上 【調整中】
高校生	市立高等学校における就学継続率※3 市立高等学校における卒業時の進路決定率※4	93.1% (26 年度) 97.9% (26 年度)	95.0% 以上 99.0% 以上
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,082 人 (26 年度)	1,500 人 (※1) 以上
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	303 人 (26 年度)	1,900 人 (※1) 以上 (26 年度～7か年累計)

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値（平成 31 年度）

※2 第 2 期横浜市教育振興基本計画の目標値（平成 30 年度）

※3 就学継続率は卒業者数を入学者数で割った値

※4 進路決定率は進路決定者数を卒業者数で割った値

第5章 子どもの貧困対策に関する取組

1 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

2 5つの施策の柱

施策1 気づく・つなぐ・見守る

- 1 施策の方針
- 2 主な取組

施策2 子どもの育ち・成長を守る

- 1 施策の方針
- 2 主な取組

施策3 貧困の連鎖を断つ

- 1 施策の方針
- 2 主な取組

施策4 困難を抱える若者の力を育む

- 1 施策の方針
- 2 主な取組

施策5 生活基盤を整える

- 1 施策の方針
- 2 主な取組

※★印は本市独自で実施している事業・取組

1 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

子どもの貧困対策を検討するに当たっては、未就学期、学齢期の子どもが受ける教育や保育の役割を改めて認識することが重要です。教育や保育は、経済的な困窮状態にある等、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めたすべての子どもに対する営みです。その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤になるものと考えています。

第一に、未就学期の育ちや学びは大人になってからの活動や生き方の基盤をつくります。子どもの育ちや学びを支える基盤とも言うべき自己有用感や自己肯定感は、未就学期から育まれるとともに、大人との間に情緒的な絆を築くことにより、情緒の安定した子ども、人への信頼感をもつ子どもに育ちます。このため、本市では、一人ひとりの発達に応じた未就学期からの育ちの積み重ねを大切にし、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障する教育・保育を目指します。また、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力を發揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう未就学期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を目指します。

また、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育むことができるような教育を行うことが必要です。本市においては、子どもたちが、「知」（確かな学力）「徳」（豊かな心）「体」（健やかな体）「公」（公共心と社会参画意識）「開」（国際社会に寄与する開かれた心）で示す力を身に付けられるよう横浜の教育を推進します。

◇主な取組

○乳幼児期の教育・保育の保障

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

そこで、新制度では、幼稚園等での幼児教育と、乳幼児期の保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、居宅訪問型保育事業等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。

また、上記の施設等を利用する際の利用料（保育料）について、生活保護世帯や非課税世帯等の低所得者の負担軽減を図ります。

○私立幼稚園就園奨励補助

私学助成を受ける幼稚園に在園する園児について、世帯の所得状況に応じた助成により入園料と保育料の負担軽減を行い、生活保護世帯や非課税世帯の低所得者の負担軽減を図ります。

○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続

子どもは一日一日を積み重ねて成長していきますが、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校など育ちの場が変わっても、何ら変わることなく、子どもの育ちと学びは連続していきます。また、育ちの場がかわっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、子どもの成長を長い目で見通した一貫性のある支援や指導が必要となります。長い目で見ての子どもの育ちを実現するためには、そうした子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」を持ってつないでいくことが非常に重要です。

このため、本市では、保育所や幼稚園等から小学校に円滑に接続できるようにカリキュラムを整備し、子どもの成長を連続して支えていきます。

○一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上

各学校において、「学力向上アクションプラン」を作成し、その実現に向けて学力層を意識した授業改善に取り組んだり、個別指導や習熟度別指導など、子ども一人ひとりに応じた指導方法や指導体制を工夫したりして、基礎学力の向上を目指します。

○子どもの社会的スキルの向上

子どもの自立及び仲間との良好な関係、そして集団への積極的な関わりを作り出すために必要な資質や能力を育成します。

○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり

子どもの育ちの観点からは、自己有用感や自己肯定感を持ちながら自己形成をしていく過程を大切にしていくことが必要です。

特に学校においては、全ての子どもを対象に「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用して、一人ひとりがわかる実感を持てる授業づくりや、子ども同士が互いに認め合い、温かく関わる集団作りを大切にします。

○地域と連携した放課後の学習支援

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりする小・中学生等を対象に、様々な放課後の居場所を活用して大学生や元教員など地域住民等の協力による幅広い学習支援を実施します。

○発達の段階に応じたキャリア教育の推進

働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標を持つ子どもを育むことを目指し、小・中学校が連携してキャリア教育に取り組んでいきます。

○登校支援の取組

学校では、不登校の未然防止に向けて、子どもたちが自己有用感や自己肯定感を育むような学級・学校づくりに取り組みます。不登校児童生徒の社会的自立や登校支援を目指して、横浜教育支援センター（「ハートフルフレンド」、「ハートフルスペース」、「ハートフルルーム」）の充実により、児童生徒や保護者への積極的な支援を図ります。

○学校における食育の推進

「食育基本法」前文にもあるように、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要」です。学校における食育を通じて、食の自己管理ができる児童生徒の育成に向け、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎を涵養していきます。

また、中学校においては、28年度中の全校実施を目指している横浜型配達弁当（仮称）の取組の中で食育を推進するとともに、生活環境により昼食の用意が困難な生徒への支援を行っていきます。

○貧困問題の学校における理解促進

貧困状態に置かれた子どもの生活状況や、子どもの貧困が子どもの健康、学力、将来に及ぼす影響、そして子どもの貧困に対する学校における取組等について様々な場面で教職員の理解を図ります。

2 施策の柱

施策1 気づく・つなぐ・見守る

1 施策の方針

- 妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで困難を抱える子ども・若者、家庭に、保育所・幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、支援につなげていきます。
- 地域の中で、困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

2 主な取組

(1) 母子保健施策・地域子育て支援施策

○妊娠期から子育て期にわたる相談支援

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるよう、妊産婦及び子育て家庭が妊娠・出産・子育てに関する正しい理解を深め、子どもが心身ともに健康に育つことができるように、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、両親教室、妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を進めます。

また、産科・小児科などの医療機関や子育て支援機関、関係者と連携し、支援が必要な方への相談支援を行います。

また、予期しない妊娠等に悩む妊婦が相談支援を受け、安心して子どもを産み育てられるよう、「にんしんSOSヨコハマ」電話等相談窓口（★）を設置し、妊娠早期からの相談支援体制の充実に取り組みます。

○地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施

各区にある地域子育て支援拠点において、親子の個別ニーズを把握し、その状況に応じて、多様な教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、専任の職員が情報提供、相談、援助、助言などを行います。

(2) 学校と区役所等の連携

○区役所の学齢期対応の窓口の一本化

子どもや家庭が抱える課題を総合的に支援するため、学齢期の留守家庭児童への対応も含めた学齢期対応の窓口を区役所のこども家庭支援課に一本化し、乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援を行います。

○スクールソーシャルワーカー、カウンセラー及び児童支援専任教諭（★）・生徒指導

専任教諭（★）の配置

いじめや不登校などの未然防止や早期解決に取り組むため、児童支援専任教諭の全小学校、生徒指導専任教諭の全中学校への配置や、専門家であるカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒支援体制を充実させます。また、児童

支援専任教諭、生徒指導専任教諭を中心に幼稚園、保育所や区役所等の関係機関と連携し、児童虐待等の早期発見・早期対応のための切れ目のない支援に取り組みます。

○高校就学継続・進路選択等の支援

市立高校では、全校にスクールカウンセラーを配置し、生徒や家庭の複雑・多様化する課題解決のための相談支援を行います。また、生徒が希望する進路を実現できるよう、「進学指導アドバイザー」の派遣や産業カウンセラーによる就業に関する相談支援などキャリアカウンセリングの充実を図り、教職員による生徒への指導と合わせ、学びの継続や自立に向けた支援を行います。

また、若者サポートステーションや地域ユースプラザ（★）に専門相談員を配置し、よりきめ細やかで専門的な相談支援を行うことで、ひきこもりや不登校など若者が抱える様々な困難について、総合的な支援や社会参加に向けた継続的な支援を行い、高校の就学継続や、やむを得ず中退した場合のその後の就労や進学に向けた支援を行います。

（3）総合的な児童虐待防止対策の推進

保護者の疾病・障害、子育てに関する知識やスキルが不十分であるなどの理由により、子どもが家庭で適切な養育を受けることができない場合や、虐待が疑われるケースなど、子どもが一人の人として大切にされ、守られる権利が損なわれかねない状況が生じている場合があります。これは、経済的に困窮している世帯のみに該当することではありませんが、子ども自身が自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長するため、子どもの貧困対策に関する計画にも位置づけ、児童虐待対策を進めていく必要があります。

○児童虐待防止啓発地域連携事業

こども青少年局及び各区において、児童虐待防止に関する広報・啓発、児童相談所・学校・警察等の関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。

○児童相談所等の相談・支援体制の充実

児童虐待に関する相談・通告受理件数は、平成26年度においては4,507件で、年々増加傾向にあります。

このように増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図るとともに、夜間・休日における緊急の児童虐待通告や相談に対しては、現在の対応を維持し、迅速に対応していきます。

また、平成26年1月に作成した「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所(福祉保健センター)での虐待の早期発見や再発防止等への対応を図る

とともに、関係機関（警察）との連携強化のため、警察官（O B）を児童相談所へ配置し、相談・支援体制の充実を図っています。

○保育所での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度の状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。

児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受入れ体制を整えます。

(4) 生活困窮者への自立支援

生活困窮家庭への相談支援を通じて、支援を要する子ども・若者を早期に把握し、早期に支援へ繋げていくため、こども家庭支援課や青少年相談センター、学校等庁内や地域における子どもを支える関係機関への相談や連絡体制を構築します。

○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化

生活困窮者自立支援の核となる自立相談支援事業の実施にあたり、各区に自立相談支援員を配置し、包括的な相談や支援に向けた区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携を強化していきます。

○地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進

学校・保育所をはじめ、地域ケアプラザや民生委員等、日常的に子ども・若者、家庭に接する機会を有する関係機関のネットワークを充実させ、子どもを含む生活困窮者を、早期に適切な支援に繋げていくためのアウトリーチ機能を強化していきます。

(5) その他の事業・取組

事業名	事業内容
妊娠・出産に関する知識の普及啓発（★）	希望する妊娠・出産を実現できるよう、高校や大学等と連携し、妊娠や不妊、出産に関する正しい知識を広く普及させ、啓発を進める。
妊娠・出産相談支援事業	予期せぬ妊娠など妊娠・出産の悩みを抱え、支援が必要な方への相談窓口を設置し、妊娠から出産に至るまでの相談・支援体制を充実させ、養育困難や児童虐待の予防につなげる。
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査に係る費用の一部を補助し、経済的な負担を軽減します。また、妊娠の届出の際に看護職が面接し、受診勧奨を行うとともに必要な保健指導を行う。

こんにちは赤ちゃん訪問事業	子育ての孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供や必要な支援につなげる。
新生児訪問	初めて（第1子）の子どもを産み育てる家庭や相談・支援を要する家庭へ保健師等（専門職）が訪問し、子どもの成長・発達や保護者の健康状態を確認するとともに、必要な保健指導を行う。
乳幼児健康診査	区福祉保健センターで、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また、医療機関で生後12か月までに3回の乳幼児健康診査を実施する。
地域子育て支援拠点事業	妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設で、親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用者支援、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行う。また、子育てサークルの活動支援や、地域における子育て支援の啓発等も行う。
親と子のつどいの広場事業	地域の子育て機能を高め、子育てに対する不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図ることを目的に、子育て中の親子が気軽に集い、同じような不安や悩みを持つ仲間との団らんや交流の場の提供等を市民活動の支援を通じて行う。 (実施内容) 主にN P O 法人などが、マンションの一室や商店街の一角、民家などを活用して、子育て中の親子の交流、つどいの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育てに関する情報提供などを行う。
認定こども園及び保育所地域子育て支援事業	子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的に、既存の認定こども園・保育所の資源を活用して地域子育て支援の場を提供する。 (実施内容) 施設の地域開放、育児相談、育児講座、交流保育等

私立幼稚園等はまっ子広場事業	未就学児の子どもとその保護者を対象に、幼稚園及び幼稚園型認定こども園において、園施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などの地域の子育て支援を行う。
乳児期・幼児期・小学校の連携・接続	保育所や幼稚園等から小学校に円滑に接続できるようにカリキュラムを整備し、子どもの成長を連続して支えていく。
要保護児童対策地域協議会	こども青少年局及び各区において、児童虐待防止に関する広報・啓発、児童相談所・学校・警察等の関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進める。
青少年相談センターにおける相談・支援事業（★）	青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行う。また、若者支援を行う人材や団体の育成に取り組む。
生活困窮状態の若者に対する相談支援事業(若者サポートステーション拡充事業)（★）	生活困窮状態及びそれ以外にも複合的な課題を抱える若者に対して、区役所や青少年相談センター、地域ユースプラザ等と連携して自立に向けた総合的な支援を行う。
児童相談所による相談・支援	市内4か所にある児童相談所において、子どもの養育に関する相談や非行、不登校、障害等に関する相談・支援を行う。
民生委員・児童委員 主任児童委員	養育支援が必要な児童・家庭に対し、見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における要援護者支援を行っている。
困難を抱える若者のための地域サポート事業（★）	地域において、若者を見守り、社会参加を支援できる環境づくりを進めるため、一般市民の方や団体・企業に、若者の抱える困難について理解を深めていただき、協力者・応援者を増やすための取組を実施する。
ひとり親家庭支援環境整備事業	「ひとり親サポートよこはま」における、ひとり親家庭の総合的な窓口での情報提供・相談やひとり親家庭の交流をとおして個々のニーズを把握し、区役所の各相談窓口、法律や職業紹介等の専門機関など、適切な

	支援機関と連携し支援する。
孤立予防事業（★）	日常業務で地域に密着したサービスを提供する電気、ガス、水道などのライフライン事業者等に対し、料金の徴収や、料金の滞納に伴う供給停止の手続の際に、本人から生活に困窮している旨の申し出があった場合に、最寄りの区役所の相談窓口を案内してもらう。

施策2 子どもの育ち・成長を守る

1 施策の方針

- 困難を抱える子どもに対して、質の高い乳幼児期の教育・保育を提供することにより、子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長できるよう、子どもや家庭の子育てを支えます。
- 学齢期の子どもの放課後の居場所や青少年の地域の居場所を充実させることで、その成長を支えていきます。
- ひとり親家庭等に対する生活面や学習面での個別のサポートを強化することで、困難を抱えやすい家庭の子どもの育ち・成長を守るとともに、基本的な生活習慣の定着を図り、学齢期以降の学習習慣の基盤を整えます。

2 主な取組

(1) 子どもの育ち・成長の保障

○乳幼児期の教育・保育の保障（再）

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

そこで、新制度では、幼稚園等での幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、居宅訪問型保育事業等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。

また、上記の施設等を利用する際の利用料（保育料）について、生活保護世帯や非課税世帯等の低所得者の負担軽減を図ります。

○私立幼稚園就園奨励補助（再）

私学助成を受ける幼稚園に在園する園児について、世帯の所得状況に応じた助成により入園料と保育料の負担軽減を行い、生活保護世帯や非課税世帯の低所得者の負担軽減を図ります。

○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続（再）

子どもは一日一日を積み重ねて成長していくが、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校など育ちの場が変わっても、何ら変わることなく、子どもの育ちと学びは連続していきます。また、育ちの場がかわっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、子どもの成長を長い目で見通した一貫性のある支援や指導が必要となります。長い目で見ての子どもの育ちを実現するためには、そうした子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」を持ってつないでいくことが非常に重要です。

このため、本市では、保育所や幼稚園等から小学校に円滑に接続できるようにカリキュラムを整備し、子どもの成長を連続して支えていきます。

○学齢期以降の子どもの居場所

全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、放課後キッズクラブや放課後児童クラブ等での発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

また、青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点（★）」を民間ビルのスペースなどを活用して実施しています。今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

(2) ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

○ひとり親家庭の生活・学習支援

母子世帯の母の50.8%、父子世帯の父の71.5%（ともに全国値）は、仕事を終えて帰宅する時間が18時以降であり、保護者が帰宅するまでの間、子どもの居場所づくりや学習支援、また、子ども1人で食事を取らざるを得ない「孤食」などを防止する取組が必要となっています。

○寄り添い型学習等支援事業における生活・学習支援

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにするために、寄り添い型学習等支援事業における生活・学習支援を実施します。本事業により、身近にロールモデルとなる大人が少ない小・中学生に対し、様々な世代のスタッフによる生活・学習支援を行うことにより、子どもたちが将来の目標を持つことにもつながります。

○ひとり親家庭等日常生活支援事業

就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っている母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援します。

○ひとり親家庭等医療費助成

健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を横浜市が助成します。

○就学援助・私立学校等就学奨励制度

就学援助として、経済的理由により市立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。その際、申請段階での事務手続き等が円滑に進むようサポートします。

私立学校等就学奨励（★）として、市内に在住し、国立等市立以外の公立又は市内

にある私立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）へ通学する方、あるいは、外国籍で市内の外国人学校（初級部・中級部）へ通学する方で、経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

(3) その他の事業・取組

事業名	事業内容
乳幼児健康診査	区福祉保健センターで、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また、医療機関で生後12か月までに3回の乳幼児健康診査を実施する。
横浜子育てサポートシステム	安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動。「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録し、会員相互の信頼関係の下に子どもの預け、預かりを行う。地域の中で子どもを預けたり、預かったりすることで人と人のつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指している。
育児支援家庭訪問事業	区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員・アルバイト）が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援する。 〈育児支援ヘルパー利用料〉 生保・市民税所得割77,100円以下の世帯・・・自己負担なし 市民税所得割77,101円以上の世帯・・・1回500円（約1割負担）
養育支援家庭訪問事業	虐待について通報・相談等があり、児童相談所が虐待ケースとして把握し、継続支援している養育者に対し、養育者の育児不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図る。
横浜型児童家庭支援センター（★）	地域で支援が必要な家庭に対して、養育相談や一時的な預かりなど、区役所や児童相談所と連携して支援を行う。また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、将来的

	な全区展開を見据え、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施する。
寄り添い型学習等支援事業による学習支援	生活保護世帯等の子どもに対し、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進することにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進める。
日本語指導が必要な児童生徒への支援	日本語教室の設置や国際教室担当教員配置校の運営により、帰国・外国人児童生徒への適切な教育的支援を実施する。また、日本語指導の必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校へ非常勤講師や、外国語ができる補助指導員を配置する。
母子生活支援施設	18歳未満の児童を養育している母子世帯で、さまざまな事情から環境面・生活面等の支援を必要とする場合に入所させ、日常生活や就労・子育ての支援等を行い、母子の自立を支援する。

施策3 貧困の連鎖を断つ

1 施策の方針

- 学校での学習だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図ります。特に、将来の社会的・経済的自立につなげるため、困難を抱える中学生に対し、高校進学に向けた学習支援の充実を図り、社会で求められる知識・能力及び社会性等を身に付けることで職業選択の幅を広げます。
- 学校や区役所、民間による相談支援や、経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

2 主な取組

(1) 学習支援

○寄り添い型学習等支援事業における学習支援

生活保護世帯等の子どもに対し、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進することにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。

○ひとり親家庭の生活・学習支援（再）

母子世帯の母の 50.8%、父子世帯の父の 71.5%（ともに全国値）は、仕事を終えて帰宅する時間が 18 時以降であり、保護者が帰宅するまでの間、子どもの居場所づくりや学習支援、また、子ども 1 人で食事を取らざるを得ない「孤食」などを防止する取組が必要となっています。

(2) 進学支援・就学継続支援

○被保護者自立支援プログラム（教育支援専門員）

区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生及び高校生に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。

○高校奨学費

経済的な理由や家庭の事情により、高等学校での修学が困難な方へ返還不要の高等学校奨学金の支給や定時制高等学校の教科書の給付などを行います。

(3) その他の事業・取組

事業名	事業内容
寄り添い型学習等支援事業における生活・学習支援	養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにするために、寄り添い型学習等支援事業における生

	活・学習支援を実施する。本事業により、身近にロールモデルとなる大人が少ない小・中学生に対し、様々な世代のスタッフによる生活・学習支援を行うことにより、子どもたちが将来の目標を持つことにもつながる。
「学び直し」による学習支援	定時制の市立高校で、生徒の到達度に応じ国語や数学、英語の基礎を改めて学ぶとともに、基本的な学習習慣を身に付ける「学び直し」の授業を実施。
就学支援金・学び直し支援金	平成 26 年度より公立高等学校授業料を所得制限を超えない範囲の生徒に対し、就学支援金を給付する。 また、学び直し支援事業とは、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間の経過後も卒業までの間（最長 2 年）、学び直し支援金を支給することにより、授業料を支援する制度。
市立大学の授業料減免制度	経済的理由により授業料納付が困難な方を対象に、1 年間分の授業料を半額または全額免除する制度。
市立大学のスタートアップ奨学金制度	授業料減免となった方のうち特に経済的困窮度の高い方へ、年間 10 万円を給付する制度。（入学初年度の学部 1 年次のみ対象）
生活困窮状態の若者に対する相談支援事業(若者サポートステーション拡充事業) (★)	生活困窮状態及びそれ以外にも複合的な課題を抱える若者に対して、区役所や青少年相談センター、地域ユースプラザ等と連携して自立に向けた総合的な支援を行う。

施策4 困難を抱える若者の力を育む

1 施策の方針

- 地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することにより、これまで支援機関につながらなかった若者を支援に結び付けます。
- 専門機関の支援体制の充実により、初期相談からの段階的な支援により自立を促します。
- 専門機関と地域が連携しながら、必要に応じて自立後の支援にも取り組むなど、困難を抱える若者が、地域社会の中で、見守られつつ、自立して暮らしていくことができる環境づくりを進め、若者の現在及び将来の生活の安定を図ります。

2 主な取組

(1) 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

○よこはま型若者自立塾における支援

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、合宿訓練による共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人との関わり方の習得など、生活改善に向けた支援を行うことによって、若者の社会的・経済的自立を推進します。

○地域ユースプラザ事業 (★)

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもりなど様々な困難を抱えている若者に対し、居場所の提供を中心に、第一次的な相談や社会体験・就労体験プログラムなどを通じた自立支援を行います。

(2) 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

○施設等退所後児童アフターケア事業

児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行い、安定した生活の実現を目指します。さらに、退所後すぐに自活することが難しい場合や離職した退所者に対して、住まいの確保に向けた支援や自立に向けた支援の充実を図ります。

○困難を抱える若者のための地域サポート事業 (★)

地域において、若者を見守り、社会参加を支援できる環境づくりを進めるため、一般市民の方や団体・企業に、若者の抱える困難について理解を深めていただき、協力者・応援者を増やすための取組を実施します。

(3) その他の事業・取組

事業名	事業内容
青少年相談センターにおける相談・支援事業 (★)	青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行う。また、若者支援を行う人材や団体

	の育成に取り組む。
若者サポートステーション	<p>若者サポートステーションにおいて、働くことや自立に不安や悩みを抱えている若者と保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、短期間での就労体験などのプログラムを提供するとともに、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援を行う。</p> <p>就労が困難な生徒を多く抱える高校に対し、職業意識の醸成やキャリア形成を図るための支援を行うため、学校との連携のもと、若者サポートステーションが、定期的に出張相談等を実施する。</p>
被保護者自立支援プログラム事業(ハローワークと連携した一体的な就労支援「ジョブスポット」)	被保護者等を対象としたハローワークの窓口（ジョブスポット）を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施する。
横浜市子ども・若者支援協議会	関係機関による困難を抱える若者支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、横浜市子ども・若者支援協議会を設置・運営する。
横浜版カナエール（★）	<p>児童養護施設等を退所した若者の大学等進学を応援する、奨学生1人と社会人ボランティア3名がチームとなり、約3か月かけてスピーチを作り上げるとともに、それ以降も、卒業や資格取得時まで継続的にサポートする。</p> <p>児童養護施設等退所者向けアフターケア事業における奨学生支援事業として、昨年横浜市が全国の自治体に先駆けて取り組んだ事業。</p>
よこはま Port For の運営（★）	施設退所者等が、いつでも気軽に立ち寄り、相談したり、情報等の提供を受けたり、イベント等に参加できたりする居場所を運営する。

施策5 生活基盤を整える

1 施策の方針

- 現金給付等の経済的な支援により暮らしを保障します。
- 保護者の就労に向けた資格取得や就職活動への支援等により、生活自立に向けて支援します。

2 主な取組

(1) 生活基盤を支える現金給付

○生活保護

生活困窮者に対して、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。

○児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。

(2) 保護者の就労促進

○被保護者自立支援プログラム（就労支援事業）事業

区の生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い、自立を促すとともに、すぐに就労に結びつかない被保護者に対しては、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める取組を行います。

また、被保護者等を対象としたハローワークの窓口（ジョブスポット）を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施します。

○生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業における就労支援）

区の生活支援課に自立相談支援員を配置し、生活保護には至らない生活に困窮している世帯への相談支援を行います。相談者の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、生活・社会訓練等の就労に向けた準備支援や、ジョブスポット等を活用した就労支援を行います。

○母子・父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）

ひとり親家庭等の保護者が、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための講座を受講した場合の受講料の支給や、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するための修業期間の生活費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするとともに、より良い条件での就職や転職へつなげます。

(3) 子育て世帯への経済的支援等

○児童手当

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として、当該児童の養育者に手当を支給します。

○小児医療費助成

国は未就学児医療費の一部負担割合を3割から2割へ軽減し、子育て世帯への経済的支援を実施していますが、横浜市では、安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、学齢期児童医療費等の一部負担金分を助成することにより、子育て家庭の更なる経済的負担の軽減を図ります。

(4) その他の事業・取組

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金の支給)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、離職により住宅を失うおそれのある、又は既に失った生活困窮者等に対し、家賃相当額を有期で支給する。※支給にあたっては求職活動等の要件あり。
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、すぐに就労に結びつかない生活困窮者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める。
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、各区に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポットを活用した就労支援などを行う。
生活困窮者自立支援事業 (家計相談支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた支援を行う。
被保護者自立支援プログラム事業（就労支援事業）	就労支援専門員を各区へ配置し、就労可能な被保護者に対して、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い自立を促す。 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズに合った求人を開拓し、区生活支援課を通して被保護者へ求人情報の提供を行う。

被保護者自立支援プログラム事業（就労準備支援事業）	すぐに就労に結びつかない被保護者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める。
被保護者自立支援プログラム事業（ハローワークと連携した一体的な就労支援「ジョブスポット」）	被保護者等を対象としたハローワークの窓口（ジョブスポット）を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施する。
被保護者自立支援プログラム事業（教育支援専門員の配置）	区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生及び高校生に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行う。
被保護者自立支援プログラム事業（年金相談事業等）	被保護者の年金受給資格の調査、確認、手続き支援等を行う。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種資金貸付を行う。
母子家庭等就業・自立支援センター事業	就労支援を柱とした母子家庭等の総合的な自立支援事業を実施（就労支援、職業紹介、養育費の取り決め等の弁護士相談、夜間電話相談等）
ひとり親家庭支援環境整備事業	「ひとり親サポートよこはま」における、ひとり親家庭の総合的な窓口での情報提供・相談やひとり親家庭の交流をとおして個々のニーズを把握し、区役所の各相談窓口、法律や職業紹介等の専門機関など、適切な支援機関と連携し支援する。
ひとり親家庭自立支援計画	ひとり親家庭の状況について実態調査等を行い、施策を総合的かつ計画的に展開するため、計画を策定し、推進する。
寡婦（夫）控除のみなし適用（★）	婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担の軽減を図る。（対象事業：保育所保育料、ひとり親家庭等日常生活支援事業等）
市営住宅事業	公営住宅法等に基づき、市が健康的で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で貸与または転貸する。子育て世帯には、収

	入基準緩和や当選倍率優遇、子育て世帯限定（入居期限なし）の住宅募集を実施、住宅使用料には寡婦（夫）控除みなし適用がある。
民間住宅あんしん入居事業 (★)	家賃等の支払能力があるものの連帯保証人がいないことを理由に民間賃貸住宅への入居を断られてしまうひとり親家庭などの方に、保証会社による「入居支援」と既存福祉施策等による「居住支援」を行う。
子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業（子育てりぶいん）	子育てに配慮された住宅、住環境の民間既存住宅を横浜市が認定し、収入の少ない子育て世帯に家賃の一部を助成し、子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、支援する制度。

第6章 計画の推進

○計画の推進にあたっての連携体制、推進体制

支援を必要とする家庭に育つ子どもやその家庭への支援は、多岐に渡ります。また、現在は、個別の課題に対する支援の中で連携した対応を行っていますが、支援機関各々の役割や取組内容の相互理解、関係者間での個人情報の共有など、連携にあたっての基盤や仕組みが不十分な場合もあります。

子ども・子育て支援においては、乳幼児期からの子どもの育ちを長い目でとらえ、子どもの発達や個々の特性に応じて、包括的・継続的な支援を行うことが求められています。

そのためには、個別課題に対応する支援の実施主体が連携し、重層的な支援体制を構築するための基盤づくりや仕組みづくりを一層進めていく必要があります。

また、例えば、食事の提供を含む子どもの居場所や高校生への地域等による学習支援など、新たな支援策や、団体や民間企業など新たな支援の担い手との連携などの取組手法、アウトリーチによる支援等についても、他都市の取組についての情報収集等を行い、本市の状況を踏まえ検討を進めが必要です。

○支援に関わる人々の人材育成

子どもの貧困対策は、困難を抱える子ども・若者、家庭を、暮らしの中での気づき、寄り添い、見守る人、相談を受け止めたり、支援につなげたりする人、専門的な支援を担う人など、教育・保育の場、地域、専門機関・行政機関など多くの人が協力したり、役割分担をしながら支えていく取組です。

教育・保育に携わる職員や、専門機関の職員や地域に対しても、すでに様々な人材育成の取組がなされていますが、これまで以上に、子どもの貧困に対する感度も高め、子ども・若者、家庭と関わっていくことが重要です。

このため、支援に関わる人々に対し、子どもの貧困の現状に対する共通認識や、支援に関わる機関等の持つ役割、活用できる制度や地域の資源等に関する情報を持つ方策等をまとめ、それぞれの制度マニュアルや研修の中に取り入れていくこと等についても、計画推進の中で引き続き検討を進めます。

○子どもの貧困に関するデータ収集や調査の実施

横浜市では、本計画の策定にあたり、本市の子どもの貧困に関する事業データを改めて整理するとともに、市民アンケート、対象者アンケート、支援者ヒアリング等の実態把握のための調査を行いました。

計画推進にあたっても、本市の状況の変化や取組の成果等を把握するため、必要なデータの収集を行います。

横浜市子どもの貧困対策に関する計画（仮称）素案
平成 27 年 12 月

発行：横浜市こども青少年局企画調整課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
電話：045-671-4281
FAX：045-663-8061
電子メール：kd-kikaku@city.yokohama.jp